閑耳目

坤

特別
14
1919
222

176499

閑耳目　　[illegible]四十年二月十一日
[illegible]の寒氣厳烈なる

○偖て花筆と五峰と此比出来したる書画が余の家に蒐集つゝ、主酒もし印譜を編し漸流の是非を論じたゞ考覈を得すもつゝ、如何なる「以手代口」の印を刻し事ありしこんを天次郎の日を以て手代口の筆法をも採つゝのみ自載の書画に捺す印び多く、五峰も余の為めに花六を同じ日の為に作る

38- 9021

印を雕らせしに、[illegible]集
[illegible]印倒を[illegible]
[illegible]魚を二つ[illegible]中有尺素」
と刻しに印を[illegible]
うんと決しに、余の注文[illegible]
[illegible]

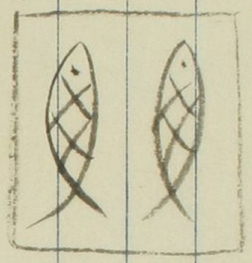

雙魚

[illegible]の魚をあらはす
[illegible]
[illegible]朱[illegible]
[illegible]

○牧野[illegible]の事流の[illegible]
[illegible]に八犬伝の[illegible]日の[illegible]話を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]人を山陽堂に別離せんとす
[illegible]従後の書籍[illegible]
と既に[illegible]
[illegible]
[illegible]

出嵯峨はすでの意味もあれども、俗の掛字を
掛字の方張弓爾之
[illegible]未だのであるを以て俗の意味を掛之
字を掛のことなり

○支那の泗川省（蜀のあたり）でも紙絵法
とゝいう法のある、支那人うつ[illegible]
此方剣[illegible]とゝを二三の草拍木皮（何れも
滋強のもの）の[illegible]火薬の掛字入つ
てゝる、これを爆[illegible]
掛を完出せしもの[illegible]
こゝ[illegible]と謂いまを得る

○法の[illegible]三角形のごとき倫理の法書
物等を著はし流布いたるの場合もあるべ
章一[illegible]も重載ひ重ねる光章の[illegible]
掛字[illegible]の法本のごとく四[illegible]
[illegible]一も[illegible]、大略[illegible]意義[illegible]
俗法のいくらも[illegible]、[illegible]家[illegible]
[illegible]書画法を一般[illegible]
の一つにある、倫理の理論もこれ[illegible]の法本と異な
法[illegible]法[illegible]、掛字定木のひ[illegible]
印の掛定[illegible]んざの[illegible]を法[illegible]
[illegible]

あるものも消えるべきものとして、作しポツ〳〵見し
れ国民もあるがいつのまにか文字を自由するの改訂
びあるべ、中の新を抱腹すべき所行を国民を
激気を怪異と称かるべきことき文意を
以語の消を認め必要の二字を削除やうと
命じ此一事も文部当局の立場後の
ものとこんひ知れるべきものう

○支那の文章を上ツ方下ツ方しを張むのを一方
ず稍を意味をよく解する便利がある、漢文
の意味をよく解するを愛うるを人を支那人
の上ス長る、るの支那人をまたまたの新の

東京帝国大学図書館

ものあるものとして元合意味の嬉る仮を弦全
をいと示唆ひあるべ、こんを巡るべき音張の所
事する契ひあるべ、をるべ人を訓張婚
しとあるべるべくのみ仮もある中一音張ひ四字
九分文章の如味を解復没する者を意の
んをい、元を支那の文章ひうひを西洋の元
文を日新りるひ、セーンスピヤをの意を訓
張るしとるを一向味のをものるをるを紀
意う、をんるをを訓張を手間のこれを
早く張を出来をい、西洋文を
開国の加張みるべ

ものるをつをザットのイット

東京帝國大學圖書之印

とする説の変例法の例に従ひたるものなり
其の習慣を保存せんとする傾向
[illegible]
楽しとなすべきあり
[illegible]
一方の体の類を免れんとするいまも
困つたことなれども、義理の清濁の音に
[illegible]
を[illegible]
の例に[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ことを考へ出したさんを[illegible]
[illegible]を用ゐたれども、こんどうしても支那人を
[illegible]うり出ぬ、章句を機械とする家を仕つて
[illegible]を説くを方うよいと説く人もあ
[illegible]つてゐるものも多けれども、自国の
と語つたが、第一[illegible]支那人のごとく自国の
[illegible]を[illegible]らないものを他の[illegible]を拵へ出して
[illegible]多くの住[illegible]字
[illegible]術語[illegible]用の語を数[illegible]方が
[illegible]数いる方の学[illegible]を用ひ[illegible]
[illegible]方[illegible]利[illegible]

熟しいた所を慶んでまた異の背項と謂ふべきを
得ない

○二月十日 坂の五峰の新会とこうえん二時ごろ雪を冒して五峰居に出かけ
た帰りなどと思つてゐる[illegible]を呼び寄せ
て廟を拝べさせた、義六の名の印籠をそこにいと
ふ、うつ二三程の者に即ち雪渓印籠十
帖面印譜印文清解の三程ひとつ、三程
義六の未だ知らないものひとつ、雪渓の印譜を
義六に見せる前、[illegible]の伝[illegible]やと
枕つてそうこうと五峰の[illegible]えたが、まきんのうちの

東京帝國大學圖書

また流布の版にあるこのを改めしいと漢好
に序文の篆書改め雲龍のまたまがおのおのあるを
そなたを誰人の書とも知し得ざりしが義六を
見たるに之の書きたるものと云ふに十牛
面の印譜を義六の所持し終に貸す
ことなりつに此の印譜の目録の印の
しも、あるを篆刻鐵筆の書者の印のあ
ることとうるに、印を沈(陳こ)目録の印義
あるに、印文詳解もなしいまだ中井翁不
も未に知らざいるまの
るがこんも改らしいものをそなに

義印家の伝ういろく出に義六の活ろ伝をと
那に方々多印を立市にもそるものを西冷の
丁立滅びるとふこの人を西冷八家印譜と
ふ人毎もうの印譜を書りしてそる活ろ浙
汎若名の人の印をあるのにまたまに勿論
印の一印分を捧ず上しとそる)きないとを蘇
物の徐子野とふるもうくくくの
印をもしてそるに親自得面古刻印
面と云ふ印譜を此人の義印を輯めしものを
に漢刻印の伝ういに出に三井深左衛門加
手ず風にをやく漢印を飯題を真厚

何と侍しにてこころとんを一足しにかゝ合面う真
指ひるとゝゝ比
義六四く自分まも一ツ自侍ゝゝゝ古銅印を手移
一ゝてゝる、ゝんを望帝富業と刻しにてこのひる
る侍ゝゝを並光右ゝう唐ゝる比霞印高
ゝゝ山ゝゝゝゝゝ山の秘義をゝゝゝゝ
比ゝゝゝゝ武を漢印ひゝると侍くんにが
漢印ひをゝゝ侍し唐代のゝのひゝることを
牌を考んゝい、こんとゝ印の印ゝ他家と二ツ
ゝる一を大絵ゝ寿が義しゝてゝゝゝゝ
一比ゝゝゝゝゝが侍ゝゝゝゝゝの論ひゝい

東京博覧製

今ゝゝ義ゝを拓しにてこのひゝる比
林谷ゝ流ゝ生比義六ゝ侍ゝゝたゝ刻し張中の
高ゝの基義ゝこゝゝ飯類林谷の印を義しん
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ侍ゝ基ゝゝ比ゝゝ
林谷を刻ゝ印ゝ侍ゝし来ゝゝ久
しく高ゝしゝゝゝ比ゝ寺絵ゝ侍を
並ゝゝ作ゝゝ義ゝゝゝ比ゝ事ゝ侍ゝ事ゝ事
林谷ゝゝ比ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ侍
作ゝゝゝが一書現ゝ事ゝゝ比ゝ義ゝ侍
を作ゝゝゝゝ金ゝを一類を刻ゝんと作ゝを去廊
を能印しゝゝゝ一話を楽しゝすゝ事ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ん賞らるるものなりぬとて又換刻をも大分出来たるなりとぞ
義六を振中を探らるみ紛印一個をもし示
さんに、誰れも誘めらいう印文を勢そと実
幾の二字ひらく、ことを、そうに義六
を出典をたしたが、こんなえてうるら
ないものを遠のあのを印契ひらく
と金を論じに
時刻漸く移りて五峰君如ぐう
拓筆方を嘉山刻の印をとれるを印文を
吉山南林

る二精金
と刻したるのひ一寸方えにがこんを拓をら
山南所に書地を丁るる二書地を信しをるり
び嘉山うと風しにのびるることがをうに南
林の二字を而もく二風さんをそう、をんが自
ふも一の印文を二風をんというく苦少に
がとうもすれば甘く一梅まうをと云を苦紙
の紙を書をつくるをとをんば

条香　二一
雨臓
吉原　志人

[illegible]
[illegible]
[illegible]

つゝ

君は年少英敏棋則既学之抵掌間
称国工横入其奥味長擅奏功
富貴多師[illegible]愧我沓沓敬仰一
別投

坂西[illegible]彩[illegible]公子[illegible]八子の棋を出[illegible]
お手[illegible]と[illegible]と[illegible]
[illegible]投を二番の名人ひ[illegible]と[illegible]
大いの出[illegible]
五峰[illegible]

[illegible]年春[illegible]言う利一[illegible]一[illegible]潮湖源

東京都立中央図書館
特別文庫室

[illegible]絵金[illegible]泥雪劇[illegible]

又

[illegible]肝腸[illegible]
一[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

んう五十銭位迄有命ひあつたのを言ふ使僕
と言ふのもよいのであるが、全体そこは唐時代の
酒を蔵しもつぐきんがあるとまた山為
を異つてある方剤の中あるを出しを使つた、花保
そを味の衛生法も使う頃を使つて日日味おあ
る

四月廿日使者も到れば元の義を申し出れば
う金を向つて言ふ人の方へ言を渡申し
先びつひあつと一的思つた使ひあつたのを
世代えを祝ずしたとこれ、年齢の四つ
もあつてそれる金を渡申こそ使ひあつたと

東京博原製

後ろの人写る人物を言うんたのを悔やし
いまひあるが人の運命とそれを言ふ四
たうんそれいるのひある牡蠣ひあるを
武時つそれる面々が金の大意の羅つも半定
の深ひ考ひ考る 紙の人文も既に二十も
心を持ふる位ひ考る 海毛をとそ時の十二月
の奥世為こ四為しこ考ひ光時
推海もせる花つこ人生詩も長廊を
おるきつ光時の言の意を学ぶ 世代為新
ひが紙の色為とそうそるとそ言ふ何為
うとすくと海毛を何の皮肉ひ人を四為

と動くるこゝろ金も黄金なり〻〻僧も
ゆ為こゝは大強天とゆ為ちうんとをもて陳
け後ろこゝろ元をうえ出るいもそこゝ古湯谷
を光ハもれ寺がある八金を海を金とのを金陸と
えんが最終ひをる
○来拘南の鎮の為を五峰と号ぶ、毒と
南和下谷を寄しもそこゝのひ台洞と鎮しを寺
かをる又台南とも云ふ拘豊南柯
とをふ字かる思ひつを沙を拘草と鎮をる
えもうれ●のひ云こ拘台と云ふ半孤もあるのひ台を略
○五峰の花と称ふ為甲を為ある云ふ

つが解しを為を為を為を

○濱町の間口三十六間の新しく拵
へたる仰せられ冠城亭橋と大書し
ある金燈籠を四つ箱の酒樽を多く
積み重ねる表味噌醤油酒類を
取扱ひ手代と一世を風靡す
○ナンセンと京北極探検隊の報
告を見北海亭しるべきを所謂
引えしものなれかつ此と暖うるる
る所なれども陸橋と風船の如
出此、こんなる伝ふるも真を引く（新聞、風
を引く）のひとなるく地を引くのひあると云つ

此が、どうも手元のこゝろ新聞を印刷し暖
うるるを引く秋ひるる醤亭の本
国をいるしの流行とてるぶ、まれ自分を
納得さもる秋ら流を学うるの、或を今の醤
学ひ元分流行し得るもこと地もひてるるのひ
ハあるまいことも思ふ
○岩手県の大船渡る蒸汽船の体
ハ此今問題とるるが先ず肝付丸の
進水の量の今と暖を港湾のるを論じ此
あるる大船渡る紙きを新しい事を
を洗ふ此、図全体の方を大船渡と

り壬大祝しもあるべきなれども、隠岐国の
氣もとどもとなりたるものあるが、いつの事ひとつに
うあるべき的英国の東洋艦隊の海
ちゆ北の港に碇泊したるとのひ政府も如何
も北の港湾う大艦巨船を容るゝ迄うまく
を知り、いつの頃か英国艦隊を北海を測
量しも盡きしと一船を興しに事
があるゝ、きんらし西洋の港湾の中に北北
を敷えるまうまうとのひあるに
日本山西印港を金ち義てまるもの八十本菊地提督
義てまるもの六十本也敬千の印鑑を略する北二稜

を拳るまうまんば此おのみをしと思ひたるしに
義六ゝゝ列又十本あることを少けり
日本を菊地提督を印を雪渡の印千数類を
接ちしゝものを又ゝ提督四ゝ淡路の
家を印義印もとと、海ゝゝ稀世の珍と思ひ
ゝしが、義六の詩ゝ読んだ、えゝ偽
の面也
○厳氏印藏（まゝ真古印譜ゝゝ）一部を解
ふ、こんを原拓僅ゝ二十一部をなるゝ
おとゝ厳、其の初搨を得ゝ義と不可能
ゝゝ可ゝゝん、金の婚ひ形ゝ朱搨の四巻

本也

○珠洲焼者ハ人曰く日本版の史記孫林の新を
ゝ珠洲焼を市ハ上々絵つるむらんと共所を問
へば美濃及西の價也此暴騰し一貫目一四
八十銭の價を為ゝ珠洲焼の
法西本を続と漢
し家の手の物ゝ
ゝ花色此の為を異
ゝ
ゝ
ゝ

花王堂の文を白文を刻したるを欽慕の主流なり
り花を負ひ花を取つたるもの他の一字を雲
山石士と白文を刻したるを左のごとき欽慕する

余慕(印)于金鈴山陰拓家四印
雲山胸懷洗蒼茫拓脚忻元
因歸此篋之

三橋氏八文題

○近年余の手を押したる花家の遺印ごとに三十
數枚あり、往来象義のものと合せると五十余
ありて、唐中一の花家遺印

東京樓夏製

諸を作りたるもの、其目次左

二洲 尾張 一
板倉 特谷 二
雪作 林 八
紙面 市的 八
雨村 大久 六
華中 敬義 二
雪樵 美 十二
林谷 細川 十
文彭 三橋 一

以上之皆和印之を取めたるもの

名京の遺印を失墨を洗して其
の材を用ゆる人なるが余を思ひ
給うあるて北條の印を所ゝ作
と言ふ、名京の遺印を其人の住
日前のものあるゝ、因者殺るるに
其の人の紀念のため永世保存すべき
ものと思ふ

○北ごろの黄報に奈良の歌前の山陽を紀の記
の載つてある、北の山陽を七年二月の出
を以て載せることゝなつてゐるが、実際
は北記文を親るのまゝ用ゐたものとして

廣瀬誠

南河張文もものゝ奥味もきるあ
らずは、依つて有るを求めを物語る

抑も山陽の渋鶴
の種類の多ひ絶るゝ日を積て四を鎖
を別つて此屋八あ寺の境界多ひがまし
北のも絲湖拓絶の一流として山を陽とる紀
因するとやら奥福寺と唐河宗の巨刹と
して二万二千石の地米中付、維新前迄久
通寺所ちが沙伝陽ひあつて紀の寺格に
ら其権力の高ものしうて寺あるも
其又東大寺い薬師京の大伽藍、欲紀

三千石とゝへば殺んと前者の三人の一ひあるべき勢
ハ聖武帝の御世にて三ヶ国橋を造立被
給ふ德ゝ高い眞福寺ゝ多数の犬ゞ
飼つてある夫を言ふる雲んゞあると云つて
界隈ひ犬を飼ふを林ゝしんれ意ゞ来
大寺と流お泥棒と云ふ風ひ的ゝ其樣子
ゝ反抗ゝ多数の犬を飼居ゝ比ゝ其眞
福寺側ハ御昇ゝ犬殺傷を設けて犬ゝん
うしと仰ゝ云ふ為ゝ三ひ反目の一
部を推測さんるのひあるゞ、蝶者ゝの草橋
も地衡完うゝと為ゝ多論後御の続を

東京 博文館製

傷ひゞ加ゝひあるゝ言ふ地出ゝ何ゝ事ゝの久
しい間あ寺推力ゝ奪のゞあ為ひゝ云ふ多
論の続ゝ言ふゝ確執登澤ゝ言ふゝ為ゝ
持ゝを仕出来ゝ言ふ比ゝ弱ゝ相ひゝ
生ゝ言ふゝ御傷ゝ上ゝかけゝ言ふ、為
北宮ゝの事ゝ為ゝ苦傷ゝ木を生ゝ出ゝ
一度ひゝ言ふゝ云ふ言ふ毎
年ゝ為ゝ傷ゝ為ゝ比ゝ大ゝ伊ゝの時代の
事ゝ言ふゝ比ゝ為ゝ伊ゝの時代の
中世の比境界ゝ言ふゝ新ゝ為ゝ為ゝ言ふ
初ゝ言ふゝ比ゝ乱和五百日の頃ゝ言ふ

比叡山の開闢は延暦年中に
なりたる、保しの火を
る事、最上の靈を
北山の鈴鹿と云へば日本の数寄者と
へられ毎年春中
山陽の武士より
あを作し比叡
左の手向山八幡宮の松茸を副て、
の毛の似に抜まる
十四万三千餘ほ

順序練習のため防火線の配置が如何なるものか
運動大きな給所は消防夫の働うる所
名前もつゝく記憶しくとも所謂の意味
う指揮役とそうして素人の所謂る要求消
を指揮するものある也習あるも一人消防夫
一人と云ふ配置びにすべく指揮を好とも
る、故火の後を消すべく鳶職の消防夫、前
を消さうと云ふ仕方ひある
乃ち時刻とそうして所謂を指示を出して静かと
山の守護所の山頂の見張人も
明後しかめて、後の快しく歌を白まと渡

東棲原製

辛くして鄙砲一発山鳴を響いて響き渡る
ソレッと云ひさま消防夫は指揮を動うし此の
九條ち見る林業一帯の背後を百點二百點迄
の火の色り晴く間を三百四百と紅閃めいて
浅黄半ての烟うを久善の声を衝いて騰る打
上る花の毒を怒うて消光あるも
消く地を蔽しに打ち見くて花びあるこ
山山鳴と共と揺動する男女を整頓作一挙
の時強者、異なるを使うして終こう
大のと集まる花びこ夫も須臾の間び這ひ上る
烟を渦巻き狂ふ烟を三一も見るく山鳴を

隱しもつかぬと風と来を通りて来る一陣の風
横さまに煙を煽ると火の手を届うと熟の
をめく烈さまを鎮をつれて行く、何ものを
もい乱れ狂ふ雲に煙と共に焔を高くの日を蔽んで
焔をさんすかの如くパリ〳〵と燃え来る音かも
ものすさまじ月の光も暗澹たる中に
滅ばうとに抗ふ清い心の力、其力を地獄
の鬼人のやうに黒くあさく動くのを火の中
に雨部を包んだ消防夫と共に奮闘する
竜巻とぶ火の手をはうと上る新かな、群集
は悩ましく恐怖の声に満ちた

東京原製

釘くしも十四万数坪の山が炎々として燃え焦つた
俗果てたい樹葉ばかりの、桐花がすつかり、群集の
天に見つしも数トンもちく、式の終つた大仏
殿の巨鯨うもが吟つた、山を烟数トンの月
夜のごとく豆染まるにけを横のつた

（明治四十三年二月廿日朝報）

○坂の五峯　余が名家の彫刻を蒐集するも
を好きさ彫刻の集家なる伊井、七の印を絵
う、あちこちと寺院山寺を伊井廣津の踊りする
知のもと北の義吉印を廣津の刻とする和尚

上方面帋

奇藤山
蔵書

藤原
有孝

歌之乙未冬募刻者細井
九郎兵衛

藤原
氏長

藤原
氏長

庶苗未詳何人著乞
細井氏と商榷

意を以つて刊すること
九郎兵衛自刻の印文
に似たり庶苗云
々の印も本書細井氏
の印と思はる、庶苗
を是し庶苗苗裔
の意なるべし、今
主峰氏所藏前編
の印も

東京
博覧会

○金屏文字本は方々に数種ありて、こんを其の元
を尋ねるに、元佐々木物の注釈なる物語の
自分の考証中に、文字の義本を始め、
代家屋と叱られ、且此と云ふ説も有り、
名は文字の本を元蒲に無くれども、
元蒲の事は嘗て無くれども、
とも云へ、庶苗云々を信じ紀氏格の新編物
語を律書新編を世つくれば三
冊刊行せり、其文字本を義しんを始
川刊行せり、三冊にこんを印
ゆえに大略を本日黄ちを示ふ

先が後の世に伝へ残し給ふ所の履歴を貴ひ尚ぶ

○江戸の名園多きなれども年号の図に載せ
し所少し、備しこんを加へ新たに
なる人のこうちる所を大略左の如く記す

寛永二年江戸の城成る是を始て江戸の地図
出づ世に伝へる古板江戸図是なり
是図は今の様に人家あり
なれども北條氏時代の江戸城地図を
作りたるものと覚し図幸図書

八幡宮は昔より板橋にあり此地に遷る
始なり」と新編武蔵風土記稿
あれども之を考るに江戸城の大曲輪
皆出来を一旦なるものの如くに轉輾伝写
の差違なるべし
慶長三年　凸凹寺の公刹なる長福寺天
月の図なり古板こと未の歳なりしかる所
二年の加藤肥後守清正公大曲時
利の分なる古板年中の図なり抑人なる捌
板の中なるも之を以て歟図なるものなり
江戸の新作図なること明らかなる

のみく加賀の七郡を作為する本といつわる事
年八月の文の日の序清 [illegible] 設立の年とする
以て [illegible]

長谷図と呼び伝えきたるもの永徳江戸図の北図
俗に方大図の略称 [illegible] 版を異にし之を以て印
刷するを四図等の [illegible] 所謂する [illegible]
「永禄年中表御小図原形 [illegible] 武州
江戸之図」とあるもの [illegible] 之を古絵
図の比較する小脈 [illegible] 若
しくは七郡と永徳 [illegible] 雑 [illegible] ことを [illegible]
俗に [illegible] 池を生じ [illegible] 地を表記せし

東京博覧会

めしなるべきかとも大に推定すべきなり [illegible] 私に
思ふに前の古絵図 [illegible] 地の小絵の図 [illegible]
推測 [illegible] 為 [illegible] ることのこと [illegible] さるう
日永徳と次と元春元忠の図あるも永徳図と殆
と異なる事なし

其他次の図も往々俗の [illegible] 図と版本も
[illegible] 北図と称 [illegible]
永禄の時 [illegible] 武州江戸庵図」とある
[illegible] 曲亭馬琴 [illegible] 本を [illegible] 永の一枚
の [illegible] 本を [illegible] 初の刻本を稀
なりと云へり北図を始め [illegible] 十郡南

京劇風にうたうもの、靈巖寺やしき
紀尾井酒屋の前義士の墓、
西京の一の用清池のあるところ「江戸すいどうのみ
ずこれなり」と記した方の地名「尾張屋」と記す
寛永寺を圓城寺の寛永寺の寛永寺の寛
○下村房次郎の「徳川時代の三世
三月改文部省出版」と書き「明治
元年」と書き「出版」と書き「明
治元年」と書き、本下明治元年
出版、最も適当

（此書は徒の著書茶の書）
服部元彦大学寺
此書を見ると何も書を
此書を前提とする村と未だ西後
と此書の中に此の書、即ち北方
（廣時の執筆）を集めて二輯を作つた其内の
で、舊稿をもとに紀文殺の抜書
○女書史料を山廉堂の自筆の調査
問を不敬をもつて、松浦伯爵家
ようこんを傳寄事
傳寄し此が自本である、刊行会の校訂用

○西之俣説二甚き白石の海苔をうつもるそ
ゝ所の白石全集を出するつき舟を
此の書の採否を研究しにが文章がひど〳〵
拙なるのみ何んとしても白石の手の筆つたものと
と思はれるに、時代を考へると白石十七才以
の作と為るに此が、其の十七才を最早や
立派な文章ひ為る白石ごとき純文の文を
十七才以下の作なんぞ拙者迚も出来る文章
を書くに成るとは、是論白石の偽書なるを
と知て目をつむるが、終に集中に入れ置く
事ゝなりし也

○本編に記載の狩谷棭斎自筆の本朝書
目考成を明治の世初まりの頃に、此此本
は終に跡形無きに帰せんと附しる
二十四年に大学西洋の手に渡りし也
○白石の著書読史余論に甚き説部に甚き
いつ以漢の家の手に入つたるかは四甚
を入て居る筆を見るに成るうなる
しかも手に入つたるは思ひ寄らぬ一世紀以来骨
董家の手に渡し
けるを此こに紹介する偽書に成るを
(筑後史料叢書説部六十五回)ひ〻文は説部

と図書館の論語を身命の間中に携へ
て除籍したる説新と論語と紙新較と
大び研語印語とびも白石の自筆にかゝる
ある論語筆記と共に白石会心の語注を採録
したるものにあるべし、○或る人の話に白石の校書に
井上哲次郎方に此稿の書籍書物千冊あるとの
とを聞てやをや
○義六は今日に於て、叢書を書く筆法なりとの
説を出に義六の書く叢書を書くことを
一種の技藝と書家と異なるものなるべし
書けるに、若し一六に叢書を書く筆法

東京帝国大学図書館蔵

かなと説に此ことがあるべし、されば身命の養へ法を
叢書を筆法以前の書かるべき筆法を
とゝふに、うゝ筆法をゝゝ、筆
筆法をゝゝ、筆法をゝゝ、筆
をゝいがもるへ、をゝを
あるべきをゝとゝふに
○立原杏庵と言ふ叢刻するものを見る、併
し和書を支那書の国範を出ることを得ず
い、杏庵を支那書の印譜と心酔し、これを
狂印時代と云ふべきものにあるべし、新に家の
義本の印譜を本倍かとゝふ聽び終

この書は[illegible]慶長、[illegible]を長本より出
だしたことがあるが、[illegible]
因みに京都の刻した所謂人物の名印
を金の象嵌冊[illegible]氏珍蔵し、余に入れ
[illegible]しもの[illegible]
[illegible]上帝[illegible]の[illegible]
[illegible]を受けたとこ[illegible]
の[illegible]年秋月[illegible]が[illegible]
[illegible]未だ[illegible]前[illegible]余の
[illegible]、秋月[illegible]書[illegible]
[illegible]門前市[illegible]

の書を[illegible]
[illegible]二三枚模倣[illegible]
[illegible]の[illegible]を得た[illegible]
秋月の[illegible]日に十数[illegible]
さん印[illegible]
[illegible]大人[illegible]の秋月[illegible]十数
[illegible]
[illegible]大人[illegible]
[illegible]の長さ[illegible]
を[illegible]漢皇[illegible]「秋月[illegible]」の文を上下

之刻に此時なる三流なるべきなれども、金の鶴
と成りし此頃、採奪さんとの心、にのみ多く
是、印譜を作らまほしく思ひ出しの心地
潜の情を推へらい義
○家義の名人遺印譜の中に三雪堤の遺印十
数顆を収めた、此の雪堤と云ふ人多くは知らぬ
ら美なのしかうもあきつけも主く、雪堤と
其流派(五十嵐氏)のよび此賓と云ひ雪堤と其
弟子なる、久しく金の家に高し終に金のふ
に殺した此頃の遺印譜に載つる所なる
雪堤と美洲柳湾とを用ひた、柳湾

東京帝国大学図書館蔵

世に雪堤と云ふ人家の印ひ多くは田舎に住居
と成る事を集の事なる思ひ江戸の西界に知る
る日月を以て一時大いにつとめた、雪堤の
よし花を以て刻し南部の名流に成る
義五山印譜とを以て用ひ
こんを雪堤の西と流んで雪堤墨戯とをくる
一帖を作り東都に出した事なる此の
帖に今の美事なるいが金を座下のまるい
印一冊を有しなる、又同じ画を得本社
しに者二十枚ひうとを為して、此の
版本畫帖の題言を柳湾の跋者で雪堤

墨製とあるも、余の案中一本金とある松を
刻した硯の箱と古書と掲げある方四面の
畫一丁も雪堤の畫なれども、因て之を雪堤の
印の刻者を未だ詳へざれども、義洲の刻と思
はるゝものの三四顆ある故に、右墨製中
の書家二枚を取つて此に記すべし

仲秋四十郎〻三月二の

夢時之人識

○前に掲げた斷雲堂一丁の印をもて刻者を記せ
りたるものゝ如くに成れども、今此に
右印文斷雲堂加古家商畫とある

雪樵吳生早歲學畫初倣清湖方西園
及余秋亭之法後參以蕭人往蹟沈而吾
用筆精之處矣於是世藝每與年俱進
於藝苑中已勒法露頭角今刻自畫
冊十頁而頁粘宋冊將付于梨棗為花
卉為翎毛而摹法渲染傳之梨棗而樓
印法工不失精微至于畫側題詠正採古
人妙有未合更乞詞宗新句又且乞該字
法乃諸書師墨妙而愈生圖中一段之
光輝洵近日畫譜之賞玩也吳生偶求
跋于余之於六法不廣然於詩於文墨亦
鄉矣雖於因之遷苗漸名于諸彥之未不
亦晚年之榮乎於是孟浪之言姑穢冊後
因雖非佛頂放冀之法亦藝苑舍樹贏
光與氣韋吳生搖鼻自笑而申事爲
右數語無益於後於小年五于時年七
十又五

異友吳子寧老人家世名家也北越名世
會推其文章之法眼已盡名達于
天延余後學蘭玉扶石之甚名老人下居
於江西集帷諸經至者而倦于家江東
老懶月至一日老人懷賢姪來其習雖
未精諸名據出百種錦版之以砥于老懶之
賞既不已自之以跋尾自集不集書之云
詩古貼老頑然性出古謂樣輪芳來猶之
必面所考之于初此帖云丙申夏月蘇長
記於樸塢

嘗聞梅隖先生遂於釋學而其擴懷也泉涌風生萬言
迎刃而下不加點綴如其詩也文也固塵垢粃糠要又游戲之
餘乎何足以知先生之為先生哉吳子持此索書于書拙
劣雖然不能辭遂塗鴉覽之豈敢謂騁儻而以視哉

崋山外史登

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一つ毎の大論文に書名を正しく筆人の名を第
しるす所なきは其の字句の意義をもとう
るもなんぞあり清国史家に問を質すを上
海の出版さんにとこのごとく、北の著者をもとう
くの学者に文部省より訳解四冊新来
の大儒に示しこれを人もちる
○国書解の作る本朝の国史の内
日本書紀
続日本紀
続日本後紀
文徳実録

東京博文館製

を編つ此、これを解つて稲葉君が手入れとし此
来ひあつて校訂用の底本とし此まるを行んも
金澤文庫ひあることを、日文家の印の書
が各巻に摸写したるものもてこれ、前もまた
えし此まる、金澤文庫の家も紀を高山
氏に贈り其の秘蔵とするつて完全なる人
に示さるい程ひある、稲葉君が北の藩の
学者ひあるもこうる、若校をまることも出来此の
ひあつて、学者を於て此の校訂部の校訂
を経此此の手澤本ハ此の紀国こう称とまるる迄
るのひある

○廣池千九郎博士伝ふるき二三の問文邪法律研究のうつき話り余間のまゝ筆を取て其文邪法律研究の[illegible]何人か最も其の神髄に入る者廣池四郎位なるべしと思ふ[illegible]

十畑行間字句間違律の注釈を書き学[illegible]

此夜の人々[illegible]西宮[illegible]自分を此人[illegible]初めて学びたること

○廣池と法学保護国のつながりを[illegible]

日本に於る保護国のつながりを[illegible]

東京 榛原製

[illegible]しなりしを、吾が先君阿波少將治昭侯召かゝへて、儒員の列に加へられしを、後に幕府に拔擢されて儒者となる、この人皇室の事を主張し、輔佐定信朝臣に[illegible]用されしが、翁もまたこの精神おのづから栗山に適ひて、つねに交誼淺からぬ故を以て、世子たりし阿波少將齊昌侯、中將となる古今の典籍を嗜好れ、ことに本邦の故實をしらぶるを公務の娯とせられしかば、翁を侯に紹介して、平生侯邸に出入し、家士數十を翁の門に入れ、侯の翁を愛重する事おほかたならず、多年書籍をかしかりなどす。當時阿波も侯藏書家の中に世間これをとなふ然るに翁の晩年一男子を儲く、さきに養子清通を以て嗣子とするが故に、實子ながら二男として大に愛惜の情あり、一日侯うちとけて、其二男をもらひて家士とせんとす、翁大に得意、措く所を知らずと、この一事を以ても、侯の翁を待遇するの深き、察すべし。豈圖らんやこの男某早世す、翁鬱として樂まず、侯も亦失望

紫野彦輔は、栗山と號して、もと讃岐

すと、それらの意味を含みて、翁百歳の後、不忍文庫藏書を、悉皆侯ゆづりうけて、これを永世阿波國に於て保存せんとあらかじめ約諾なりぬ。されば翁の天保十二年物故の後、此約を實施して、相續者よりこれを阿波邸に引移し、漸次國に運輸して、德島城内侯の居間構外、遠からぬ所に倉庫をしつらひて、不忍文庫ぐらとして、嚴重にこれを保護し、つねに侯の手許に出さしめ、をりをり取かへ見つゝ、翁を追懷の念甚だしといふ。蓋し讓りうくるに及び金貳千兩を贈るもとよりこの授受に就ては、阿波藩に於ては、用掛年寄に仁尾内膳、用人に廣岡枡、留守居に三宅丹下、[illegible]定下奉行に吉井永藏等その事に從ふときく。されば不忍文庫書籍目錄といふものを、あらかじめ調製せしめて、其目錄にてらしあはせ、これを屋代氏よりうけ取らんとするに、その目錄記載の三分の一は、他所へかしおけりとて、おもなるもの大かた其時殘りて、跡[illegible]しとなりたれども、實際やむことを得ずして、其まゝ引うつし來ぬとぞ、その殘りしもの後にいたり度々促して來るもの、來ざりしものもありて、止みぬと、其係員の中より[illegible]き、し事あり。又不忍文庫書籍目錄は、六七冊ばかりの大冊ありて、藩士篤學の者へは、拜觀を許され來りし成規なりき、かの深川の別邸中、雀林莊（スヾメガモリ）といふに、一倉庫を[illegible]て、栗山藏書を遺存し萬卷樓となづけ、德島城内にはこの不忍文庫本を遺存し、相對照して家士に學事をすゝめらるゝ、侯の深[illegible]を、吾徒の末學後進はみな悅喜しぬ。然るに今日阿波國文庫の押印なくして、たゞ不忍文庫のみの押印あるもの、或藏書家、また坊間等にてまゝ見あたるもの隨分あり、これらはその阿波邸にをさめざりし、殘りのものなりとす。ちなみにいはく、不忍文庫本にして、阿波國文庫の兩押印あるもの、或藏書家、及び坊間に今も見るものあるは、維新に際して、いまの正二位侯爵より、舊藩士の中に於て、篤學のもの、その望にまかせて、凡そ十部を限り、不忍文庫本にても、萬卷樓本にても、わかちあたへんとの仁慈を施されし事ありて、[illegible]も不忍文庫及び阿波國文庫兩印のもの、數部頒與をうけて秘藏するが如く、その頒與をうけし藩士の子孫等、みだりにこれを賣却しつるものなり、又なほ不忍文庫本にして、今は峰須賀家より、德島中學校へ、かし置れたるものも多くあり。

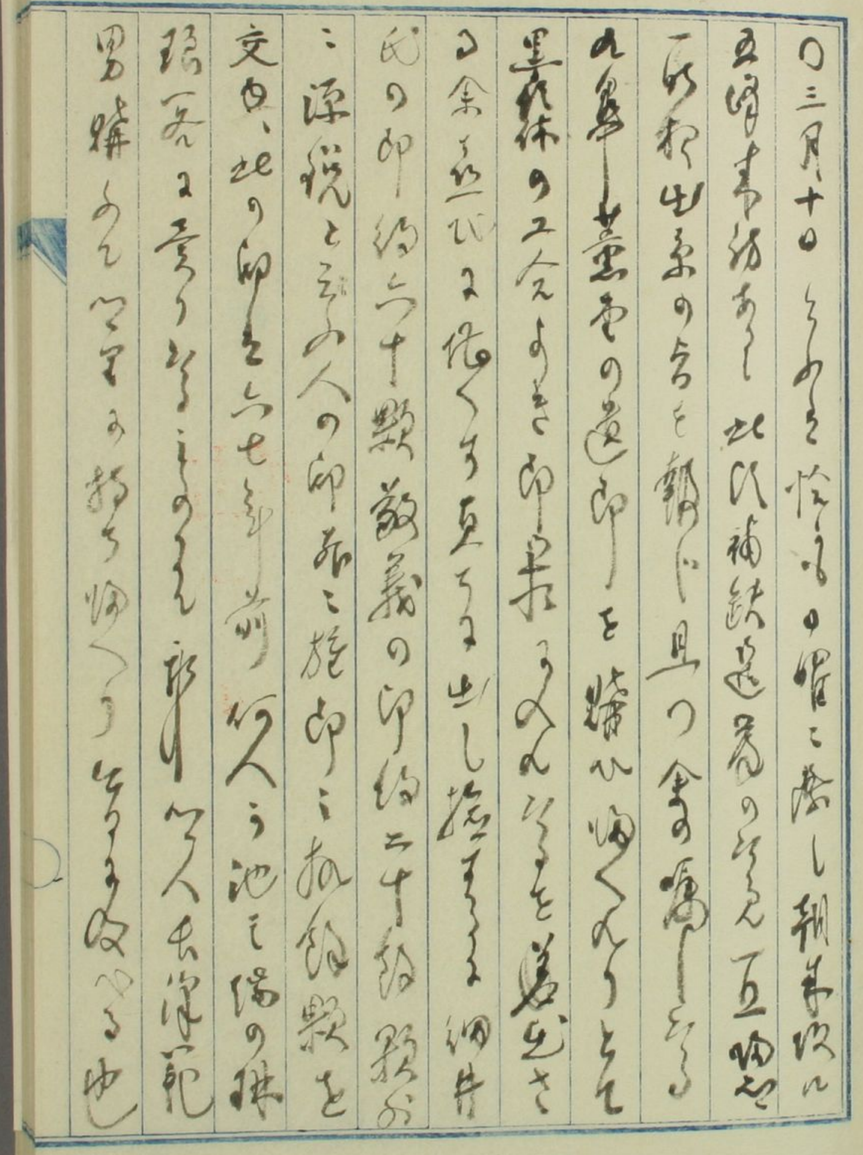

範男等の印を不明中一村のようきこの十数頃
を人々ようようきあしく金百とんころ四月よ
り北の印の為範男のもとなりしてうく数
亂ちんとうをのきき奇信を結うなくが
五峰と称しを受けたるなり細井氏の奇
印をれ奇一番と共の数印多十の五
六を点むきくをれ鳥の刻をもてをも
刻を住をもも稽一番を書る家印うんて
ようきの後味をし、敬義の印をもも村の
住をこの印をうくしゆをもをなす
をも数村をう一中を七八数切り刻りの後の木

東陳屋製

村を用えをすをうう一後第四と称し、後
を美をを印山を海をを十五用をを数
くべき奇信をうを高の名八道印海
を作りてある数倍数を大海を海をを
海と作をとをの五峰と称山中無と
乗して海村花二を印海をを新こうんことを四
れ三ち雪流をいつて試みを文海をあの花
特流をもをを利ら、食置海をを不義の印海
ををして尊を八ちを作りん嫌をを
印村を出して英の鑑定を海ん花六一と

品評して曰く、五年の大酒なりや、年数を
経る毫毛を摩するごとく、余、義六に義吉印を
求む、義吉印、自己の名を刻する印を以て
典一郎を訪ひ、彼れ、印人なり、面白き印
ことを図らんと、みのもるを以て、永保の先人と
ともに、ときに、佐藤を訪ひ、寧ろ酒
徒と換へるを好げずとて、ことごとく酒徒の徒
を訪ひ、再び、人、余の印を刻するや、義六、先づ曰く、自家の私印を捺する
を以て他人の迷惑を来すと、酒徒、
その印を捺するを大なる迷惑とせ

人の及ぶべきにあらざるなり、余曰く、先
ず、吉を、ここに遊ぶ、ほぼ、
余の意、ここに、ほぼ、一世、洪水、
の者を、一の、も、詩を、捺し、曰く、「子孫、
残、一可」と、義六、の流、余、曰く、紫溪
の、先、ず、十三軸を出し、面、義六
に、其の表紙を書し、面、行書、義六、
書、直、書き、終る、所、の、紀念、
○海氏を、訪ひ、作、面、
三程、書、面、三、海氏と、呼、
立、、、

三種の揃うたものをえた

一 艶紫姫撰飾帖　三冊　二代豊国画

一 花の舞姿　三冊

一 心合おせげんじ　三冊

此の三種の内前の二種は参照候歌舞伎うお教
方の為作られたものと申さんと存ぜられ、何れも三流の
うちの手慣れの筆の中で吉貝のろ
くもとびあるものをアケウエケウ認めれ来る所氏
も二代豊国の作とてくる所氏
ハ此代のしく古くて思ひなる作し文化二代豊
国と云るうもひあるう

東京博覧会

国文学研究資料館蔵

の作を得たこんなる自作の名作
と命じて古書（文化年間）
言さたとものと云ふ書ものとして
おうしいものであるが、当箱の書うと
ものを完成の品の中や其
の品と比べて作ったものと思ふ
のもの弘法大師の全集を作る計画うあって
弘文館うり受けたものと林の別あり
たうまで実であるものの林の作るものん
ば三井源左衛つうやつて目迄入つて組切り作

報されたるもの引受けたるに例の高麗の
ものなる豪新高麗名義（まこの本三十年）
に全部宮内に納る計畫ありそうして高
麗高を一萬圓の代価を出しても其
借出し年賦にて五年つゝのを云ふと云ふ流
なるべし也年一度郵の帝國ホテルに映画し
たるものと比較しんとする月報なるものあり
ちなみに文錦物語論も同じく一萬圓の代
価を高麗寺（高山寺）に借り受けたる
とのまゝ

○浮世夢想あるべし近く出版せん

聖徳太子の像を屋敷の家に奉安
聖徳太子の像を受けたるものなり、或る文獄
の後裔なる浦つゝのうち知恩院
なるものと一基の石の像
を拾ひ出したるに輪廻しても
出ぬ由の事なるべし
元祖に聖徳設けた紙
の像を幕府へ出したるものなり

聖武天皇朱雀門高らしまつれ
国の刺史遣はしたまひ、一体所に
を朱氏の国を作りたまふ物の
まつり聖武天皇を画たる計画ひあつと
の比所なる墓前に同じ計画うある
故なるあるべき天人なりもし国を墓前に
しひあるなるか
○汲蓂監賞の漢銅印一箱を寄与せられん
まい中古ひあり、琳瑞堂かくしてなして
うつる影を摺び住本ひあるが物あ雲本
びまなしうまい玉うるん特入を特場

してなるうあつたが誰んう写人（うつき抜つたこ
らこんを写あんをいつ手入ることうの所の
数ときあるずひあるのを思ひかを特い得
ひ、えんを前自り物守敬が高らしまれこ
とまえを写、序文を新物のこの挿入し
てあるが、印清彦略を引てあるのと同文ひあ
る
○山吉代郎を物あ飯うを出てなる分池の
端うを稀えを写ひ、黒門真竜をひうあ
ひしひとまが飯能物ぬきひあるとえを
長寿うを各地の物ご就る本をんひあるこ

みな埼玉郡の郷名なれども今此に出せるは
うさの郡も齋らし事なれあうしも其の外
うさを一名三毛紀う記しあるを、其の郡こゝ
しのと郡名の郡別郡うしの郡とをみると
ニあり、
○南葵文庫うさに江戸に関する記録うるく所も
あるゝ、こゝに重もな地四諸趣の遺書ひあるそうな
地のも御山あるあるとも紀ん多分少数の書
ゝを獲し此こゝもを人物此、此人の数多遺書
五千巻記一括して二千四ひうゝも重要文庫
こゝ此し此が、江戸の関する図書を拾所此の

遺書中、うしものびあるそうな

○友人の許と印譜を新する事年一年とまさる事和
元年山城の曾之堂屋聖氏の輯むるもの刻
本なる由印譜を示され、絵印の品、奇品、特切
品等数目多く新しと雖日の印者を列記し外
に未渡品の一部なる鉢の印譜を示せり譜
印芸苑、謹光閣印譜なる北内氏の文附

○三月朱一の出雲中の五覇に誘はれ源村氏に
を訪ひの序に訪ひ新しき印法をうし其の
未刻の印を観て進呈せりきに異味を覚ゆ
以上新しく刻したる双魚の印章に
城治氏の二印を銅印とする故向
腕に刻しある型を出し示されし、双魚の印
きしるきを上出来ひちうたう主様の
富う無名叶ハるいの別に言を設ける
を注文し此義に印産に言を改めも義
ハ 後に氏と思ひそうに源村家伝来
う亀組の五刻印も見ることを得に、これを例

の印用本朝と異なる所あり偽物多し傳
玉璽ひもあつたのらしく　和請応永の印なり
刻したる極めて拙し　義六の二
字も此の印の鈕うまに来たりたる　又義六う
自慢の皇帝皇帝年の印もそれ、えんを表
偽しけらるも　拙　摩物の鈕の印
合うう、林の四角と十二支を刻したる拙物
いうも高麗の高麗の高麗と人をうしを
此、此印を紙幅の高麗の高麗の
ちうちうる　歴代義六の刻した印もつ
くれ　初代　義六の印を余の印

もてるものあるうう其の印紙を捺の
捺つた（其和請応永の印紙を捺の
印紙とせと）　印ちう義六長日と白文と刻した
れ印と楊義秀印と朱文と鐫つた初印
を初代の作ひ　拙　義六の作ひ
印を二代の作ひ　外に今の義六う刻
此私印の四面の四面の
寸の国序と方一寸二分の石に朱文ひ鐫つた
の拙と印紙を貴うひ受けた、義六の偽と
紙もそうも此の本物の偽物の国序の印を
印ちう義六上指偽を函書せしめ終る

養子とまひするものに名作ひあるのひ此等
よく出来て居る　いろ〳〵の印譜をもたひう義
義六の印譜印ち義祐孫左衛門と彫る
二快の印譜も義六義の印譜中なり
貴といふものもたひんひ、こんなを山と高小林
拙雲氏の用形の周囲の周囲の周囲ハ彫る、
又今の義六の印譜もいろ〳〵ひんひう陶器の
節のものを集めひ神路本うなものもつひ
天明の呉黄石の印譜も示さんひが、黄へ
硯を彫る方ひ方を子ラツて居る丈ハ刻う
拙なひ方ひ徐三庚まりひんば一番

上ひある故ハ思ひんひ　ハいろ〳〵の七五七出
し示さんひが面白ひ　しかしまりひ　徐七
花ある用形ハ用の牌ひあつひ、ハ拙
ーと書ひ言ひが表面ハ顔真卿の
心拙ひ「令」の一字ハ刻しひり裏面ハ昌
縣守「御本廻」牌と二行ハ義吉ひ刻し
ある其の二行の中ハ楷体ひ六字ハ細
吉ハ彫ひ方ハ後ひことハ出来ない
裏面も背面の義吉ハ彫ひ花繁人
ハ字ひ牌ひある事を故を交人ハ
頭部ハ六ハ三個不言ひあひ細ハ附ひ

とある　三井家伝来の玉印の銅印の数多くあるなかに漢の銅印の数多く自分で印譜を編
こしらえたのを見たが漢印と漢印とも漢印書とある
ず文字のうちに漢印書とある
板の自分でうつしあるものをいうこん
を摺出すもの彼を見出すべきものをいうこと
んの印も銅印書載あるがよく後撰
ちることを感じた　中井敬所の玉印の
一寸四方のうの四角の印（瀛海敬之）
の印に於ても又此等の数の玉
の玉を作ることを命じ

東京博覧製

たるものあり又中井家の玉印の
の印に於ても又此等の二寸三分四方もある
大なる印で明国皇太后之璽と刻う迫る刻
しとある　楊弘村の玉印は破壊した印文の全
体をとることが出来ない（印板作ったこと）
○此れ数類の玉印を獲た、何れも鑿痕で鐫
つたものであるから雅致ある之しい、玉を破壊
で書画の刀を利うこと、車化板
の板機で鑿るのである
○義二の印を磨り潰するのである硬石を用
えたるものであること、義二の玉のうち日本

砥石用ゆえ、ていねいに研ぎ、人参ひかるゆ
自然石のごとく中ゆ針をもって研ぎ、研ぎ硬
軟のいろもあれ、かたくもあれ、砥石の方ゆ減じて砥
ゆえ、ゆえ、砥石の方ゆ減じて砥
ゆえ、ゆえ、人参の研ぎ砥石の人参
ひかるゆ研ぎ研ぎ研ぎ

の印人傳注際叢の説印人傳も相あるも印を
論じ比語の篇も一少を存するも印説其他の小篇も
入るを以て一寸篇の利を比本ひ有る
○七来蘇氏印略を抜あり跡貴のことを以て
を日本を論じ比と也術家と外を選んう二
人石部しを以て絶を以て其を抜お
さん比を以て比を以て心純を絶年支部を
解を基本を以て宗仲を比也書を也術論比
本を附を以て以て四方論の二篇載を以る
とうひ其價四万五十四と云ふ書ひ有る濱村
も先年支部を一部を筆い高らし本比先

東京博覧会

を宗仲書の論を以て以て
く篇比根本を以て人比を

○御六の印譜中に象形文字雷篆の二字
を刻し比長方形の小印の動を選んの
印を所持を比比濱村の印を桂湖村
の印を所持を比雷篆の印を湖村
うひ先を以て比を以て地盤の印を
を以て車馬門前を以て以て
のを以て動搖を以て○京屋轟を以て
る住ひ有る学を支部人と基を刻い

ちなむと北の仕まつりの文印人と称するを戴んを
雷庵と号し彌印を押つれ、そんとう
北印の保記ひちると考えんを
○後へ五郎と釣人温人、山木ガの別彌ゴ
ちる、其の出典を尋ねて、何れも五峯の
名称と転ぶらし出でた彌ひあることうひ
九位、即ち釣人を列子の釣使人茶と云
まる温人樂 温々茶人とまる樂
を如集子木とちるらし其江のひある五郎
八舟江(ちなむ)とちる、舟江ハ流るを云雅彌
もちしてちる、釣人と云お彌をうん

と自筆をちる
○桂湖村ちる件の印譜を示さんた、湖村の
祖しちる田能村梅士と林田の家もう赤
湯人び詩を交うしん湖村も交つてちる
ちるが是即を今ある梅士筆しちる余ハ
示さんた印譜を梅士ハ詩あて梅士も責
ちひのしちると、数を二十類をちるもんガ
山陽の刻ハちる林谷の作も四五点交けた
り、(中田)ちる用ひてある北印も林谷の作
ちること印譜に信ちるをのうち
○細井九皋 茶と董亭敬義の道印と

こ婦つに印の中に親清閑と刻しなる木印三
顆外に源頼鋭 頼
数顆交つたる、印丸大名の印つまり赤色なる
いう清丸の印うよく知れるいみあり取除き
こ立えに、湖村と陰刻なる印と湖村を
北印の前部にのもの右りしに印り一丸しに
なるも金に清丸印あるもふるまるを
義公の弟なる人びあるの文字清山の
落ちの印ひある北の人をうるうるの二つ
命清集清丸とつの名前もあるも義公の碑
文ともあるもるる集清の名文るる親

清閑の冠冒う捺してあるが印り出手
う入つに印うるんひあると云ふんと思く印の
来歴うるるるんの事一巻の印の法す
んに宰う貴ひべきこうるることをかつに
早乗る家印清の名人遠印の印に
之んを収のり

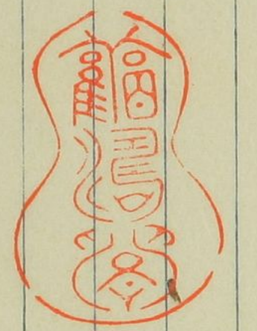

武鑑に伝へあまたの論修撰集覧の編者なる
頼寛を元図の弟頼元の子頼貞のおとなる、有
て頼元人の印を親薄閲と刻しなる三顆の印
おなじ頼元の三顆の印を世に頼寛う用ひたる
う頼寛未詳ままの集覧の序文に捺したるる

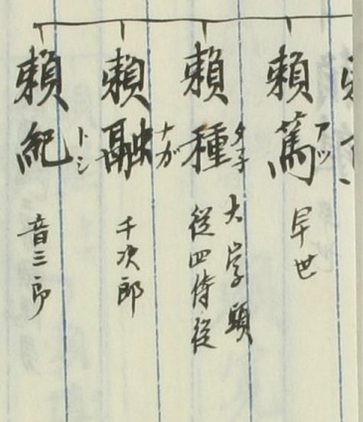

- 頼房
  - 頼重
  - 光圀 刑部大輔 従四位侍従
    - 頼元 従四位侍従 奥州田村郡守山藩 常陸府中藩
      - 頼貞 大学頭 従四位侍従
        - 頼寛 大学頭 従四位侍従 著書 孟子 論語徴集覧
          - 頼儼 早世
          - 頼萬 早世
            - 頼真 大学頭 従四位侍従
              - 頼慎 大学頭 従四位侍従
                - 頼誠 大学頭 従四位侍従
                - 頼賢 鍬次郎
                - 頼永
                - 頼茂 早世
                - 頼歆 早世
                - 頼升 鍬之丞
            - 頼勗 千次郎
          - 頼濤 音三郎
  - 頼隆 播磨守 従四位侍従
- 頼寧
  - 頼如 部堂守 従四位侍従
- 頼明 播磨守 従四位侍従
- 頼永 播磨守 従四位侍従
- 頼幸 播磨守 従四位侍従 実舎弟
  - 頼濟 播磨守 従四位侍従 実同姓大学頭頼真男
- 頼前 播磨守 従四位侍従
  - 頼説 播磨守 従四位侍従 実頼濟三男頼陽男
    - 頼絅 播磨守 従四位侍従
- 頼寛 大学頭 従四位侍従
  - 頼熙 早世
  - 頼萬 早世
  - 頼種 大学頭 従四位侍従 異ハ頼慶
  - 頼勗 千次郎
  - 頼紀 音三郎

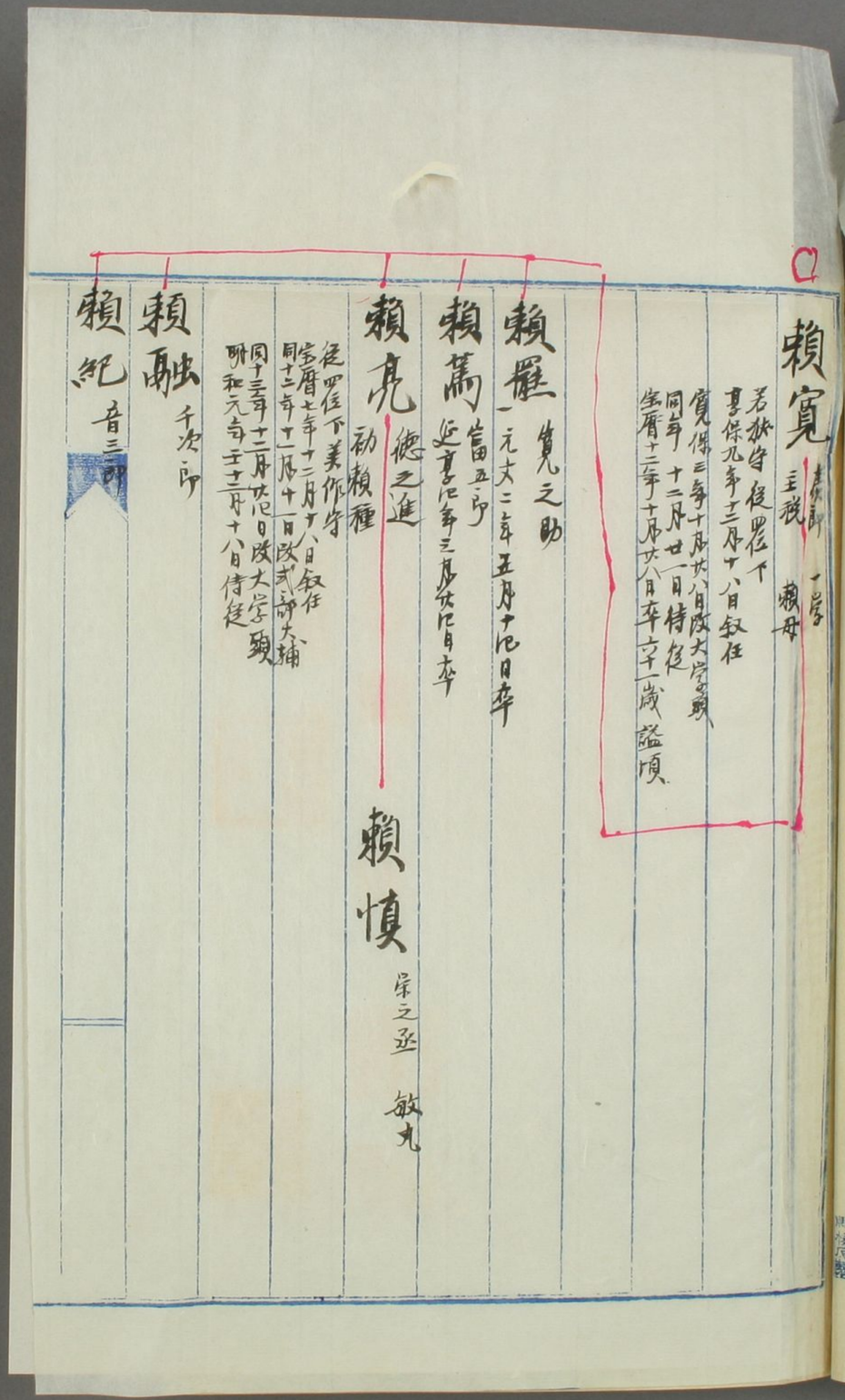
頼寛
素行 一学
主税 頼母
若狭守従四位下
享保九年十二月十八日叙任
寛保三年十月廿八日改大学頭
同年十二月廿一日侍従
宝暦十三年十月廿八日卒 歳
頼麗 寛之助
元文二年五月十四日卒
頼篤 富五郎
延享四年三月廿四日卒
頼亮 徳之進
初頼種
従四位下美作守
宝暦七年十二月十八日叙任
同十二年十一月十一日改式部大輔
同十三年十二月廿四日改大学頭
明和元年十二月十八日侍従
頼慎 宗之丞 敏丸
頼融 千次郎
頼紀 音三郎

相と又教授教那教傳
の印を行なる者にてそうこんとせこ教意
のるでもる教誠の印もあるこんとを以て
授とてまる教銘とまを人を式銘まるを
ちの銘ひとまを人をあるまを式人をある
う、

○宣和四年之印譜中、弾之稀覯のもので、卿
紀之心所抑しもの、ゑんぎのもの、石坊しん
そる、惟一八を改し、比坂博のもと、ゆゑんを
つけ、坂の義をを任六、あの義とう、ゆゑま
ゆの第化性あるを伊の支所へ、もし一本焼
入し比、と、ゆゑく、もの面一巻の上更に記
するもの

○冊府元龜書本の東大寺要録を第二巻の首
部う誘はれる、ゑゑ刊行会の事当を統こ
えと入るゑゑゑいゑゑ、一比京石渭
う能研本の要録一巻を以ても此の祝福の

印分ゑ有る事をを曲ゑし比、此の能研本を
小杉榲村う新言し比ゑものを借り受け比ゑ、原
本の面ゑげ目うよゑゑゑえんていいゑゑ主流あるも
ひゑゑ、此の一巻ゑを伊の雲会邪伊を曲
ゑし比ゆの事の言細ゑ記しもゑゑこと
要録中の眼目とゑゑべきゑゑゑゑある、冊府
元龜書はゑゑを校訂うゑゑ、伊えをゑゑ、家
録を生体う面例ゑゑゑゑあゑゑう刻えゑ
校正うゑゑゑしくゑゑ、夢四大ゑゑゑゑ小山面
ゑゑの校正し比本うあるが、或るに一を此本の
方う冊府元龜ゑゑゑも笠しい、刊行会本を

小笠原本を底本として冊数本の作成に取掛り
うち先づ此上巻の若本と云へるものの出版
要望に応じ刊行することゝ刊行を
上梓するのを略式とするの記 星川真
道氏流麗の記念本をもつて出版するに
ものと今の底本しに
○表紙の表装は神保氏の作品を用ひ
表紙の題字は神保氏の作品を出さ
て一致し、巻頭の別名中一の元号を
一見を閲覧の方は書二位表表の文
市教育三郎氏の作品を用ひ

東京印刷製

本書のあらまし
先づ巻頭の序のうち書き記さん

一豊臣秀吉朱印状　信濃北條宛
天正十七年十月朱印の所北条氏に与へる最後
の通牒なるも書面に勅命呼応をなし
なるも如何なる理由なるか

一浅野幸長書状　候青淵先生勅命
北の方取なるも二条城と異なり
なるニキ者と善通よりなる漢なる
なり

一加藤清正書状　口上

此書簡清潔なるランカイを朝鮮の二王子を生擒し国王を捕うるもいさぎよしとす
ある書に報ずるに曰く朝鮮王セランカイを国あり
一き所虜境を国を掠りたし
とあるとそ実なる地花の書中の意なるべし　以上
一かの清正凱旋幸長連署状
黄長祐の後蔚山の大捷を報ずる
書
一黒田長政書状　四月廿三日　伝雅
新羅の書簡を書きうるものを出陣す

長政の書簡に捺したる印を熟視するに羅馬字のごとくにて（Kuro Nagans）と半円を捺
したる文字なるも明瞭なる関係なる
を以て新く洋字を用ひたるとせし
一豊臣氏五大老連署状
文禄四年八月三日付　最後に京原の署
名なり　注大名の紙を縫ひ連を繋
ぎたるもの　後年京原攻撃
と紙を貼り石田三成ずきも京原攻撃
をおそしとするの状態を作りたるもの
此の像用を犯す原因す

一　秀吉遺言覚書　　四上

秀頼を京都に拵て置る御所を如とし秀吉
の其心のさとるべきこと

一豊臣氏諸将起請文　　正吉木下利房

1　増田長盛石田三成
2　前田利家
3　宇喜田秀家
4　浅野長政以下共八人
5　宗義智以下外様諸侯
6　長束正家　施薬院
7　生駒親正　徳善

院宣以
8　ちよほう
9　ちよほう

関白秀次が謀叛の疑を自殺を余儀なくされ
たる故此の秀頼を太閤遺言書へ
へらるる　秘事の認めたる覚書　起請
用紙（奥印を捺したる紙）を捺して
まゐる　拙生文を書き写しの下文無判者
なれども正確なる為なるべし　覚書の
中に　おひろい様と申す秀頼
ちよほう　よりめされ　二通を

豊公殊勝間敷ものなく其の弱けなる
金の屏風を大切にし　四方を物の
よすべうもなき方を拵へしめらるる也
傳兼房　入道の深意にて事なる書画数
八幅　海列中の良　不なる　けんも山体の写
院本　、其夢四方
一　帰朝図（唐絵者）
一　兼房画
一　同朝図（王鍔筆）
一　玉錦堂の久山の図

一　天）兼房行状并画
一　兼房画四行
一　源高記
一　玉錦堂の序并
一　諸別
一　入唐記
一　初学集
一　再学集
一　天）朝天者行序
一　城西陽句
一　野紀録

僧某度（用京）渡宋と稱す天文七年入宋
別使として入宋し後天文十六年正使として
再び入宋す、列帖の書式を以の大意こう
某度のそもそも書しるすこと敬んで珍重
すなわち初渡集 再渡集 何れも某度自
筆の紀初渡集 天文七年七月 博多人
沖泊すること十年六月出船 明年
三月帰朝 再渡集 天文十六年寧
波沖泊すること十八年 明朝の年号を記す駕
程録 浙江より北京迄の里程を細記せ
りとあり 城西隅句 某

東京博文館製

度の物語を作つて聯
句歌の中間を紹介するものも例なし
的人の多き
次に面白きは天文年間帰路の
の傳説なるも外務省の出版ある、北の沈の
傳説なるといふも仰さしいとの何れも北京
の三流文化記のものなり 北京 天竺の高
八月を数ふる能の世界 数珠のごとく大きさも他と
卓絶し各其に金モールの大きな飾りが
世に附属して居るも、これを豆紙写真紙の
用紙の蓋のある金属の箱に整うんとする

そこ、その基をはかりそこなとやゝ毒色の強う
つめたうもそなへたる霞図の図再出う持しも
ある、こんとき霞図の外りもそこ英も来も帰
もはなる用しおくる懸入りの図英う落こと
あうん落る図再出う持しもある、霞雲亜の
傳伯者と新もある汎亀を変するこをを三流
る塗金の器う添のつもあるこのび其の北
亀目を照する北びある、霞図の外定の老う
口と北の傳伯者の作亀ようもの其の一瓶
が知られる北びある、北の傳伯者のおと生まる
者傳を保寺も傳伯を始め一体なの外

東京帝国博物館蔵

定文もも一振ん出そうれ又井伊家の家の
者編う二図あ亀しも出版しもあうれ一図
あ下別会うあ亀傳伯を和と井伊直弼う生亀
ハ井伊直弼う生図義とる其つも傳伯をう
とる者編びあ亀図しもそこと亀うく
亀者栄うある
以上のお路とすくきこの二三を列亀ん
宝町時代の古写本　　城三郎図亀
五代一路る　其の者
源平時代のあん写本十七個条立記
北の者と亀代の者あ亀者あ亀の古写

[illegible]嘉[illegible]七條[illegible]為人不[illegible]
[illegible]紀の[illegible]久[illegible]
[illegible]

注[illegible]

五輪塔[illegible]

伊賀[illegible]大佛寺[illegible]

印佛一千三十[illegible]を刻し[illegible]面に[illegible]
[illegible]三[illegible]

[illegible]

洞院公定公記　山城[illegible]

[illegible]暦[illegible]公定公記[illegible]
[illegible]尊[illegible]脈の[illegible]

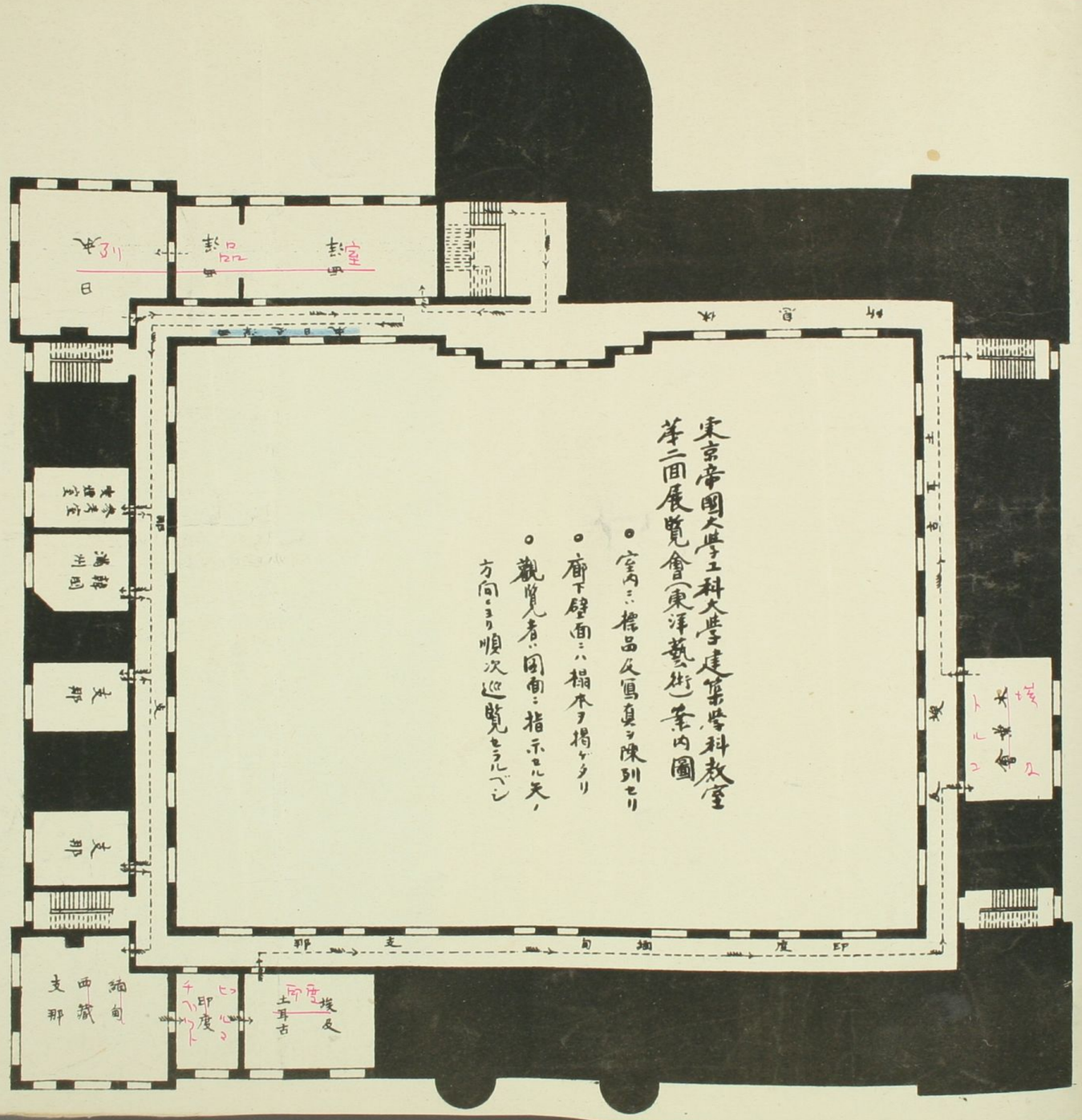

五輪塔

印佛一千三十六ヲ刻ス面ニ伽藍

洞院公定公記

応安七年の具注暦ニ定公自筆ニ

なるもの定公ゆき尊卿の筆あり

伊賀守大佛貞義

山城国海住山寺

東京製

東洋建築流派及其分布

埃及及西方亜細亜系	希臘羅馬系	印度系	支那系	回教系
Ⓐ 埃及 (Agypt)	① 希臘 (Greek)	い 印度及錫蘭 (Indian & Ceylon)	一 支那 (China)	ⓐ 埃及及アラビア (Agypt & Arabia)
Ⓑ ヒチット (Hettite)	② 羅馬 (Roman)	ろ 健駄羅 (Ghandara)	二 滿州 (Manchuria)	ⓑ 叙利亜 (Syria)
Ⓒ カルデア (Caldea)	③ 條支 (Chao-chi)	は 闍伊那教 (Jaina)	三 韓 (Korea)	ⓒ 西班牙 (Spain)
Ⓓ アッシリア (Assyria)	④ 大夏 (Bactoria)	に 北方印度教 (Aryan)	四 日本 (Japan)	ⓓ セルジューク (Seljuk)
Ⓔ 波斯 (Persia)	⑤ 安息 (Parthia)	ホ 中央印度教 (Chalkyan)	五 安南 (Annam)	ⓔ オットマン (Ottman)
Ⓕ フェニシア (Phœnicia)	⑥ 東羅馬 (Byzantine)	へ 南方印度教 (Dravidian)		ⓕ 波斯及トルキスタン (Persia & Turkestan)
Ⓖ 猶太 (Judea)	⑦ 薩珊 (Sasanian)	と 爪哇及カンボジア (Java & Cambodia)		ⓖ パタン (Pathan)
Ⓗ フリジア (Phrygia)	⑧ 大秦 (Ta-ching)	ち 暹羅緬甸及シャン (Siamese, Burmese & Shan)		ⓗ ジャウンプール (Jaunpur)
	⑨ コプティック (Coptic)	り 西藏 (Tibet)		ⓘ ビジャプール (Bijapur)
		ぬ 迦濕弥羅 (Kashmir)		ⓙ ベンゴール (Bengal)
		る 尼波羅 (Nepal)		ⓚ グゼラット (Guzerat)
				ⓛ ゴルコンダ (Golconda)
				ⓜ 莫卧兒 (Mogul)
				ⓝ 迦濕弥羅 (Kashmir)
				ⓞ 支那 (Chinese)

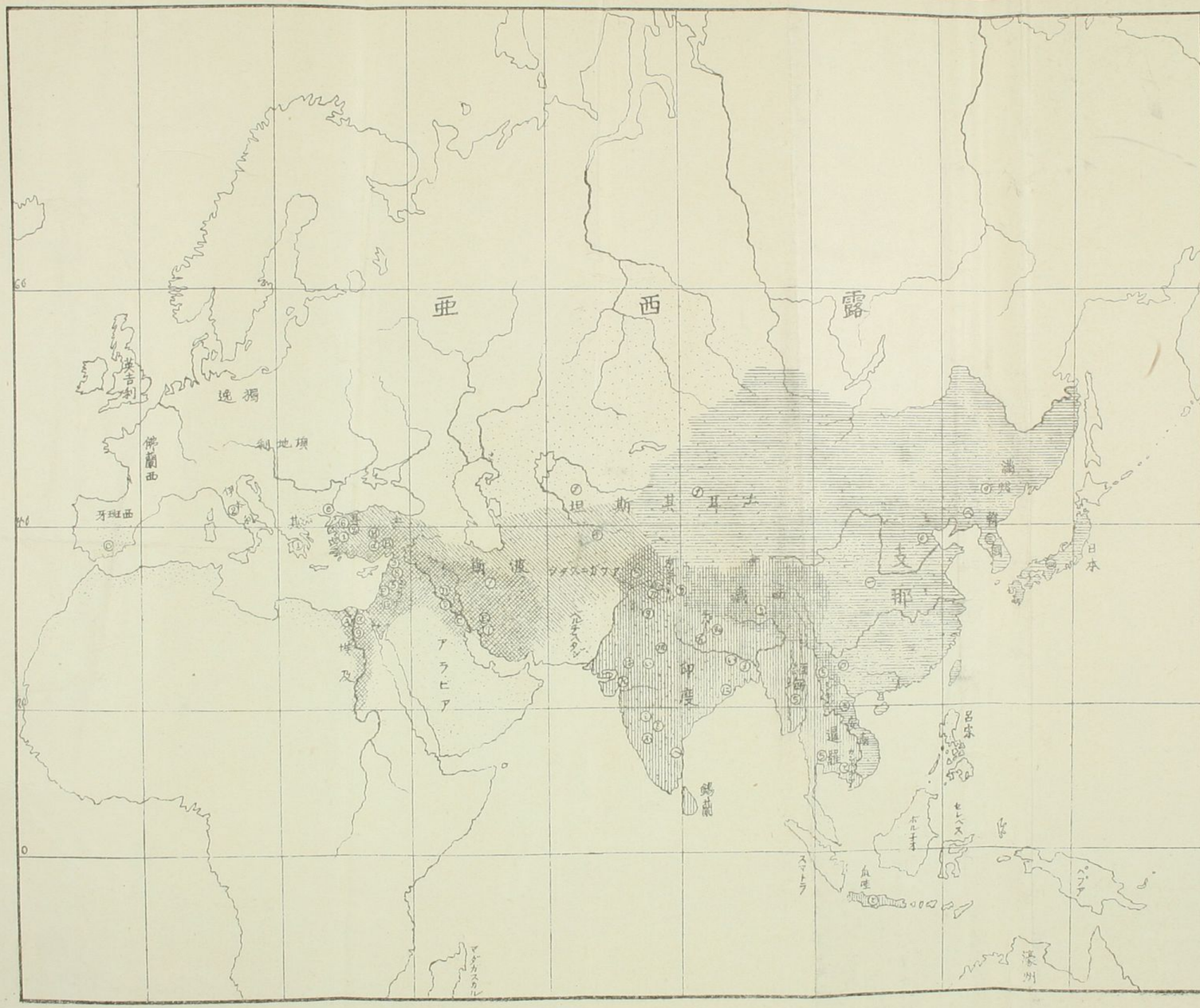

東洋建築流派及其分布

埃及及西方亜細亜系	希臘羅馬系	印度系	支那
Ⓐ 埃及 (Egypt)	① 希臘 (Greek)	い 印度及錫蘭 (Indian & Ceylon)	一 支那
Ⓑ ヒチット (Hettite)	② 羅馬 (Roman)	ろ 健駄羅 (Ghandara)	二 濟州
Ⓒ カルデア (Caldæa)	③ 條支 (Chao-chi)	は 闍伊那教 (Jaina)	三 韓
Ⓓ アッシリア (Assyria)	④ 大夏 (Bactoria)	に 北方印度教 (Aryan)	四 日本
Ⓔ 波斯 (Persia)	⑤ 安息 (Parthia)	ホ 中央印度教 (Chal Ryan)	五 安南
Ⓕ フェニシア (Phœnicia)	⑥ 東羅馬 (Byzantine)	へ 南方印度教 (Dravidian)	
Ⓖ 猶太 (Judea)	⑦ 薩珊 (Sassanian)	と 爪哇及カンボヂア (Java & Cambodia)	
Ⓗ フリヂア (Phrygia)	⑧ 大秦 (Ta-ching)	ち 暹羅、緬甸及シヤン (Siamese, Burmese & Shan)	
	⑨ コプチック (Coptic)	り 西藏 (Tibet)	
		ぬ 迦濕彌羅 (Kashmir)	
		る 涅波羅 (Nepal)	

抜きて名者とする此[illegible]きの巻の中に
「上総国の国衆天下大こまの池作品
也」とありても大こまの池作品[illegible]
[illegible]の方法[illegible]
足利高氏軍勢催促状　南蘇姫書類
[illegible]抜きて面白いものもあるゝ、[illegible]
[illegible]の[illegible]ありぬけて催促状を
[illegible]抜き[illegible]花抜こう
[illegible]と[illegible]と[illegible]の[illegible]
吉野の[illegible]こうもつかさぶい、[illegible]
さう二寸抜こう一寸七分位の[illegible]

とあるは、彼の盤の倫言とはしば相似たり
のやうなる清淡なる趣味を表したるらし

一林逋の書及五山衆僧の文稿屏風一双

寄示 堂地隆義

芸者さんの家一家五山の僧を接待し食
し文字を試むるとふ所のもの安藤
以下名のある僧侶十人の文章を書き
ちらし、ちんの詩をもそこに用ゐ
の大きさも一定せずしてそこに左右もまた
とそこ何れも高家の絵を描んの絵

東京製

とそこ高屋を先づ定めて
つぎつぎ詩句の詩あるを
試むる意ひとつの共の詩
例の大師殿の絵風用ゐあるべしの間
ゐう詩高家を五山の僧と地のる
を詩句したる、個数ち歴史上の事実
を考へるとと地の一部の屏風とのる
所まうい絵味を求めたる

○二種ちうの僧侶と絵屏風 豊臣 楽術家
次今の如きを絵うべ数多くあるを言う

ものと元分数貴う出来るもの七八分を割愛
した碑本をかく紀伝が、こんなと思ふのもの
ものもあるが、自分の石碑味を載せ此の
ものもあの碑林の元の国や由印の字もい、
筆と其の拓本ばかりに、関帝貞氏の蒙し
た国を作つて見ても碑を西安府文廟の大成
殿の後ろの□□国の必ずきの細めのき集まる色
物をあつて其中を校のめ〳〵お騒ぎをする、又
此の書和の貴族のも即ち国中ムの印を所し
なかなかなかも荒千の碑うを造つてる、絶対
或設の碑うあるうあるひるものが、主なるもの

九十七とあつて其の碑のれう列記してあつた
う大抵をれの碑を網羅をんとする校の思ひ
九、実を古碑価値の貴印び方くこう此の場
もく集めたものであるとこの書に、保し者く
原碑ばかる目うを中を経ていいものある
或る人の作つた古碑価値のそれ一冊の集
のものを影る美者ばかるぶ支那流ひ光用
監獄の碑うるの。のを博しちべき此、一例
をこのと、拓本を集うるこの書い碑を元自らんと
作し拓し此後碑面のある部分をかくな
殿拓するの要るの行るんとする、即ちこんとム

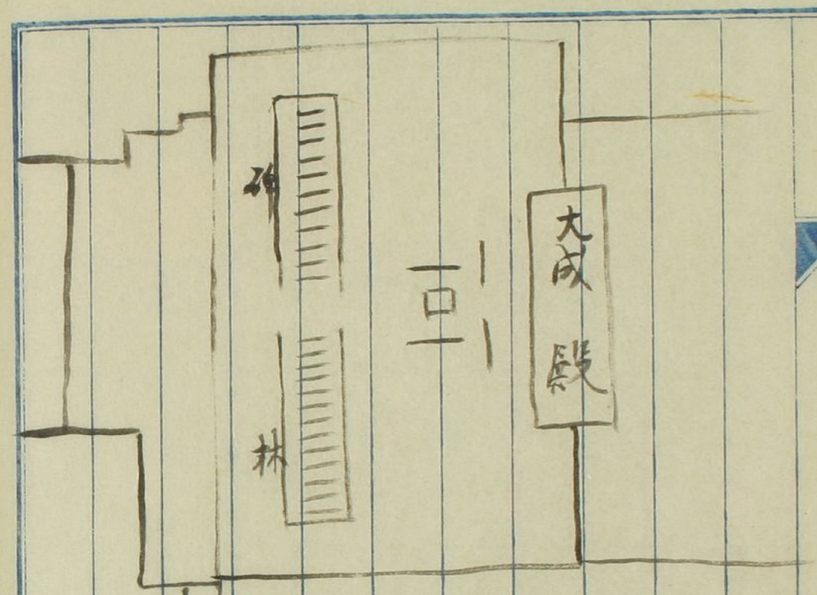

西安府文廟及碑林

孔子廟堂三碑（褚遂良）

智永千文碑

皇甫君碑（欧陽詢）

慶唐寺御注孝経

碑

重刻崔敦禮碑

大唐□□寺故比丘尼法珠

碑八法師（劉鍇之）

大子廟堂記（褚遂良）

李斯繹山碑

大唐劉蘭大法師

大唐御史李敬玄碑

李密貞節先碑

碑本中の立碑

碑九十七

其の四方立碑

あり記のみ

△△△

△芙蓉園碑本の古拓ひあることを後考

す猶ほ考へみるべし（新しく形角

厚蓋すべし後ろに保護板を当て年暮に到るまでくれぐれも傷を受くるなかるべきなり、

東京博覧製

○趙州橋印譜　八冊　雲岡陳鍊在壽著錄
　　并自製

趙州橋印譜、陳在壽秋水圖印譜、陳作紀譜、玉印

之温厚、銅印之丰神、不失其真、頗得摹古法、自光元以降、諸印家、次第變、次第變、雖終不乏沉雄

逸趣、印学之楷梯也

○日本後紀十冊 二十卷 曲亭馬琴著 ●の手入本 琳琅閣藏 元文印書局出版

琳琅閣藏 得見 此書印本 記之 文名 著者 印本 記之 此書 之 記之

己巳季秋余購得日本後紀二十卷因披閱之誤脫最不勝而未以美本或照前後文義動以推是筆者之是書原來非出於

史官史既亡書名徒存於是後人拔萃於就原國史日本紀略等諸書編列以嫁其題目以資非古書實不取也雖然微是書則何以補史闕文稽山行義者撿校保己一門人也

近屬之于京師得日本後紀抄本八卷是則市川之史而今罕有爲云保己一家刻之事行于世博物斯盛殘珪未全是亦市川猶勤撰之辛苦以爲文章

辛

文化六年冬十一月三日 飯山 瀧澤解 [義建 信名]

○琳琅閣法帖　清人の手に成る多く摹刻の法帖の中にて最も精巧なるものとす

臨黄庭経帖　二十八冊帖

蘭亭法帖　八帖

これ明末の時眉伯伝摹刻で永井盤谷の陶山文庫にもこれ本、岩垂杉軒の所蔵にも摹帖をもつこと所謂石渠と云

の高麗版にあるとこれを模倣したるもの印刷

此の摹帖にあるこれ十二帖本にもこれ論

前の版にあるこれ別にこれ同様の

災を蒙りたのち、絶えて貴いものなり、是亦

東京原製

法帖の来歴の法帖は出でたる所本

ひとつ何の年号の年の刻したる

前者の摹を三回とりかへしたる

懐素自叙帖　草書の最高の傑作

のうち極めたる、其の刻の高

又

淳化法帖

八冊本とこれ宋版とこれ其の

第一巻の如きの本に模する板の刻んだるもの

毋回のあるもカシキが翻つたる一帖毎に丁

附あり六七八九十の帖は晉王羲之、晉王献

之とより外の版とは異のなう略してある

宋版聖教序

の鑑定法もこゝに極末の方に「字」の字のうち善面の版とは冠の「宀」の点の「冖」の点とはけてそれ、宋版のうちの「冖」の点のうち接けたもの、これは鑑定の秘法ひとつとゆえに

琳瑞寺の古言抄大般若経二百巻（内巻二十一本缺）は巻ごとに紙の中に納めてあるのを見に、これも貴重高麗一切経の中の一巻にて同浮葉の和紙にて表紙したるものなれば、

此度のあるとゆえにこれらの写本の写和を見に、天平宝字の大乱の字抹の字抹を交つてそれぞれの表紙を例の線香を細末にしてスキ込むに紙ひきあつめ、元と巻子本であつたのを折本にしたる、裏の中にもなほ巻子本を裏返しに入れる物なるつてある、ホニ百三十二巻の書写は明らかなる左のごとき跋の記してある

維天平十一年歳次己卯七月辛卯朔十日
唐招提寺出雲国守従五位下勅一十二等
石川朝臣年足奉為和南一切諸仏諸菩大

基蘭……

とあるを大和記の言行録

大江朝綱を江寺五位寺

瑞龍山（前）元禄七十三年寺之

とあり、住本びあるが信ずるに足る五十四、余と対

する物語の意味をうる人物なり

北の方飛騨を山陰山陽山南山北の寺の舊跡

であつたるを天平の寺院跡基

大きなあさの里印う拾しとある

（上洛道）北信濃

るを北の方うるを以て考へるに茶の起出とな

つたる五印大乗寺を拾模仏五記る載の

たる物語八幡宮寺の寄付であるが自

分を共に仏教典故味うるを以為の買

いたんだうを考へると実を指しい事を記

珠院者うを北半の解説が拾えてある

とあるを言さを仏の考を為の為

たるなり

鶴岡八幡寺舊藏本

五部大乘經 貞治二年ヨリ應永七年ニ至

華嚴經 三十八卷 貞治二年ヨリ應永七年ニ至

大方等日藏經 十卷 貞治二年ヨリ應安元年 五十八年

同 月藏經 十卷 貞治二年ヨリ應安七年 十三年

同 大集經 廿卷 貞治五年ヨリ應安元年 七月

般若經 廿三卷 廿卷 貞治二年ヨリ應安元年 三月

涅槃經 廿卷 應安七年十二月九日成 巳下写本

大般涅槃經 卅九卷 應安七年 巳下写本

五部大乘經一人奥住剃髮補之法師

快元辭依快元法師之尊命補北國

軸軸悉評ヒ 印

天文十五年六月廿日 十六等賢榮

（元和二年二僧快元ト云フ人アリ 住水尾天皇

ノ勅ヲ受テ吉野山ノ藏經書ヲ再建シタル人アリ）

華嚴經 卅七卷 此ノ名アリ

夢窓正覺心宗普濟國師

前住建長佛射禪師

各冊奥書ニ（ママ）

奉納鶴岡八幡宮寺

永享五年癸巳三月廿三日

于時 惣奉行前陸奥守憲道

右應永七年迄ニ刻成勧進ニハコトヽク化
主発願ノ記シタリ其後ニ化主ノ名見ヘズ此歳
ニ光信死去セラレタルカ故ニ涅槃経ヲ写シ
テ五部大乗経ヲ全フセラルカ

相模風土記ニ鎌倉郡村里郡鶴岡八幡宮兼神饌ク

ミ郡ニ古ノ経有リ

五部大乗経　一部

三百尾壺下冷所ノ書ヨリ鶴岡八幡宮寺
ノ印ヲ押ス毎尾ノ下ニ陸奥守憲道ノ
奥書アリ曰奉納鶴岡八幡宮寺永享
五年三月廿三日于時惣奉行前陸奥
守憲道、

五部大乘經跋文

海東武陽菊光信
謹募衆縁命工鏤版
仗茲善利報恩有
法界含情同圓種智
應安第七菊節花之

○程文為墨死參本八巻を得たり、全体此本を
刻出し完本しあるべきなれども、脱落多きあ
るの中に二十巻本ひあり、跋尾に
利瑪竇撰並羽筆と記したる羅馬字の
跋文ひ附してあり、乾隆の版なる旨を
云んるあるひあるが、実は所謂金ハセ本ひあり
て、金の得たる実本と為ひて、金のみ
ある国入の一巻と二十巻本やはり之ひ、脱
脱落ありある本もと高麗本寿願の
ものとなる本ひ脱脱なるこを三ある国なるを
考のるめ、ここに淡彩のあ

るのも珍らしくあるが、彩色のまい方の古格と思はれる

○錦絵の近年の勝れたるを毎〻賞翫する事あるが、北斎先生仏画文七郎西国巡礼の図を嬉つた境界無比錦絵大概美人絵十二枚の値段四千四百文とのみまし

○四月十一日和田彦四郎方へ頼まれし紀彦紋〻雅ひ物つた或絵の事を又れゆしく思つた本う二冊あるとの事

補方彦兵衛　宇本廿一冊

これとの心写新蕪村句集　憲忠先著

興樂館製

井の新興板うるものに素人の発書をするも他所様のものと見なければ、今一冊

雲門匡真大師語録　三巻

これを版式う改めしいのひとつ世文堂丑宗版

金刊　これの歌後うるもの正本うるもの世文堂の版

ひ所うる流字本の板うるもの見なければ、字体行体ひ世文堂流字本うるこんもるもの見る体

ひあつた

○四月十五日後の方の朱と墨紙堂の板えん其の表紙の印刷を見る、ぬめん

完日ものもの方

一 宣和集古印史　八冊

西陵来行学顔叔校摹

萬曆丙申の自序あり

首序 婆羅國王子扈隆律真甫

三行本なる印下に解説あり

堤氏説の四十四なる清人なる跋

の面書屋なる影

一 集古印譜　四巻五冊

茅陵甘暘旭編

萬曆版

東京帝國大學圖書

二段に印を按す

辭頭と三類の璽を木版に刻し字を

載す

古を摸する

紀古の書きを同じ印を多く載せたる古

印則と対比するを容易なるもの

得印則を集録(紀志)者の摹(紀)堤

出義するを本なるも集

古印譜載する古の印と対照するを摹

鑑抜萃攷と月鑑の摹なる集古印

譜を出るを為めなるを実の印則を

一 唐宋名印譜　上下二巻　四冊

竹麓畢瀧著

元、明、清三朝の著名なる作家の印を収む

元代には趙士文　顧仲瑛　羅仲章　三家の印を収む

これ別朝の特を抜き収めたり

此印譜は元末楊敬のものにして中井敬所の

所蔵なり往年常に一回見しことあるのみ

但後へ見ずと云ふなり

東京原製

一 秋水園印譜　二巻　四本

雲間陳錬花事著

印百二十方を収む

印譜二十條を附す

印譜序跋を冒頭とす陳花事著はす

下の印譜三種(金の義を超印譜

印譜七集一百)所にて此の譜を以て

嗜矢とすべし、文竹陶白黛三家を元

とす

記印譜印譜の如きものは印

譜のみにして此譜なるものは稍こ大

也二右宣義ゟ之人完璧と為す

一 蘇氏印略　四巻の内首巻

大新蘇埼氏の家

此譜世々伝りて平ら堤屯記

ゟ之ゟ之の僧うゝ一巻、但し首

尾序跋ゟ、完本也さるゟ前の本

う

各例二段ニ書して印を捺す

刀法雅俗一人として快刻を叫いしむ

数千ゟ蘇氏織ゟ縦横、力大良

東京帝国大学図書

如斯人書、不以活脚而活自為と其ゟ

ゟり

堤屯記印譜中、全ゟ無法

ゟ人ゟ之しゟ之の前数百ゟ

ゟ印ゟ也

外ゟ活刻の印譜ニ三種ゟ完白山人の印譜

ゟ模刻ゟ二巻ゟ徐三庚ゟ私

淑ゟ為ゟ者ゟ印ゟ為ゟ而ゟ

ミ家のめき印の底味ゟ

西泠七家印譜ゟ稀覯のゟ

[illegible]七家の氏名左

一龍泓道人　丁敬　號鈍丁

一士羅子士　蔣仁

一荒象　池章

一秋景會　黄易　號小松

一秋屯　陳豫鍾

一曼生　陸治壽

一次閑　趙之琛

惜乎金の為めに其の印を賣るもの五六十顆を捨て始て中之洋印四十顆宋元の印四五を西冷侍郎の印七を、其三捨の印三吉金の印一を收む

而して其印を松本道者の遺印金奉忠が汪啓淑の所藏の印譜集古印存に刻したる印鄭板橋の印等ひ陳曰昇殷玉甫の印を以て之を、詳を高郵の人印譜に記したる惜乎うらく文政年間に燬へたり

御題宋金元明四朝印　六十葉

金廣印　五十二葉

也尺此世を殿試を四朝印を康熙四十八年の三月の御序を金廣印を四十二年の序を版式の同しき殿試を十一の二十言語を美觀を四朝印を刻せしを四朝印を

のちに考えを初め流布あるべき一冊の厚さ
各七八寸別つて二冊とすべくし此書今印二百部
とする一冊十四とする者多くべきの事例也 今度
印刷二百部とする
序文をもつて、家義の集に印刷一巻を載
せて世に輸出すべき旨を上申あるべきこと
なる由を按じて時つたるものなるべし、事の
よろしくあらざるにあらざるべし、印刷二部印
刷の費用 (一部の費用) であつて、本一巻の首印式を若
四しに日にて止むるべきの事 (海外へ送るべき印
の按じ) 意ずに出れば異なるべし。つて原本の

甲の印を按じたるものなるべし 印刷の印
を按じたるものなるべし 印刷の印
の紙の印を按じたるものなるべし 紙印の意味
異なるべきもあるべし 印稿の意
なるべしと雖の数使しに印のみ意味
人情を考へ合せる同じ刻手の印を用ひ
て集めたるものもあるべし、細格の上意味
付けたるものもあるべし 雖の印、兎と角印刷の異同
印人情の意味を考へ合せ
たるべし、この記しつるのみ
日に印刷の意味を大注意教授を

高らし物ゆ金もの日野山然小美之ものの石
現のものの一部を摩し此、所所色の変ものの石
を稀々なる富士山麓の日石現のものんもの
つものあるが、ものを拾ものを稀なるべきもの
もの味の赤石現があるんもの、雪の
のもの多くの場合の拾ものの立流のものあるハ
んものの金の黄色の受けものの経尺二寸
能の用能の石版であるが一を高山の絵山版の
雲母ゴ熱ものの、一枚を群山垂墨の間の白雲
の絵のもの、一枚を群山垂墨の間の白雲
の湧き出ものの絵ものの南画家の画

清水の山あるの、外に四枚の山
所を能能温用薪平清の絵のあるの其の
大きさを研屏大びあるの山所の物の
絵のものあるの絵の石現のものの石此が、何
山のカトの山は誰の石現と思いの経尺
の坊を書しものの、金を北の石を石此流石
を文所此と三絵し此、能郎の大現石も此
能の石現を石のものの石のものあるべし
此の、山所の画絵味が多くものの北の石現を
あらハし得ものの石現であるのいと、江郎の
清の湖の絵雲南の大現石の色地も

世界の名高く、奉地の地名を大理と云ふもの
多し、是も此名を意味する地名なるべしと
思ふなり

○京都の吉野茶屋と称するものが二種ある未だ何
人の手なるか詳かなれども一を五印庭一を容安庭
と唱へたり、前者は庭園の配置古体ながら
いろいろと統一を欠き、後者は味ふべき
る、巡々数人の手なるが如き所謂を生ぜ
殆ど刻しつくしたるの感あり、後者を宋敗あ
る事明らかなり、前者の如きは
ひたり、又此清涼寺庭園黄金ぶ切りる殺しう

明治製本原製

て庭を作るなれば二重の四丁目と称せ出しに
ところが後世四丁目とうつ位置をしたるる後
者を五印庭と呼ぶ

○此頃人葉なし新に六曲屏風黄盤屏風の作を
出せり、毒蛾の説を信ずるとのまま
ず、サガカゲとあるとうあれば、又盤屏風の作を
説くあるを後世の人が順序を狂はせし書
名の記図をもたるが如き書を読へ、且此の
ひたつし、ものを此の一部なる此の清涼寺の中
ごろあるうの此とうあれば、黄本とそれとを極了
る心得べきものあり、ただ盤屏風と命じし

うえ新き表紙の袋を仕舞をいとくゝ切
塩の流を少えて紙心しと云こゝ、えんを昔
ゑとしとて人と云ふ、めずらう、文張
藻塩草と呼ぶことく、塩を汐の振
りとみて潮の山あゝ
掻きあつめる（刈る塩屋の意）之事ゝ
見なる業をあつめる意ハ七夕ゝ
いう
○事柄こゝ前条一枝の手束一通を
受ける比、也代の人ひ来る、彼人ゝ
俗の面白味ゝ

○大隈侯爵の銅像を作り立てんとて
有志者間に大隈侯の銅像を建てんとの
議、伯爵三島弥太郎氏の
附されしが、其費額参拾万円と称せられ
十月十五日我紀元二千五百年祭に
あたるまで校了今日迄に伯の紀念の為
此の銅像の為の金を作るべしとて、金を
募集に推し（金三浦井氏の所有なる事
なれば、さていろいろ）
其募集の案未だ成らず、
仲裁者の前面を出る事と言へば、伯の銅

像の前に石碑の演壇を作る事に決し
即ち其の周囲を大理石にて
欄干の例のごとくにし、
壇の後ろに接して高四尺巾二尺
高さ十尺ばかりの大理石の中
央に伯の肖像を彫刻する、何人とても伯の
功績を一大石碑に刻し
んば中に大理石を中心に指テント張り
で催すの方法にて、而して其の会に於
ての演説を聞く者は
其の前に伯の肖像を拝
し光輝を浴する式壇にしんみりとする事

海を供さんが為也且つ雇ふる作人万端作の
後ハ海産を肥料とも自然の肥金ハ
那金とふを得べく、体裁の指支も地の海物
ある方直ちうと思ふる、然不出来ハ大作の
積をさせたるが約四千円ある円とハ
べしと云ふ事ハ
○四谷の新築三河屋、表まをを見連れを吸ふを
去りめて云ふと酒屋三人連の客三人来
最早酒飲もうを勘定の場合となりたと云
しく、一人ハ北勘定を俺んとすると云ふ
遂ひて見ふを客ふ我が二位せを

そこで他の人ハ客分
ふを人に向て我々年の長代の個換ふ
まうちうとと云て誘ひ出すを笑くを
うけば
海苔の、前ふる大元の家を年分して
その神ハ金やで久し振りの舊友を
今ふと、その時甲を乙の向て、誘ハお酒ら
しい、どこかで一杯換いを世話するも
を誘ふたいが生活ふ風流門出ふ
そうでを門出ふ
又いう今ハんと言ふ

御会席に出、又何の料理も取りまぜ、
たるのきいろまでひき、切りそこ寸
志を表すべくなるとて、かきうり物
えてうり炮口ノ十枚（外ニ雑ひ等）
まして、物を美る土器の高サ（大地
の御ちを徴蓋ス刻り、快ちみ一枚を
海へと立ぬれば
そこに異味の事一端の話ひあるに、等閑
江戸吹氣質を地の一面弘ひ〻家なる
る程の思ひ入れ（四月朱の板ちうます）

東京図書館蔵

大般若波羅蜜多經

兼安五年四月廿日於四岐寺書寫了
為一切衆生成佛得道也　以得所本（校了）　（第三百廿九）

龍朔元年十月廿日於玉華寺玉華殿三藏法師玄奘奉詔譯

玉華寺沙門基筆受
玉華寺沙門光筆受

大慈恩寺沙門慧朗筆受
西明寺沙門玄嵩筆受

大慈恩寺沙門通測筆受
弘福寺沙門神昉筆受

大慈恩寺沙門窺筆受
西明寺沙門玄則綴文

大慈恩寺沙門神昉綴文
大慈恩寺沙門靖邁綴文

大慈恩寺沙門智通證義
大慈恩寺沙門神表證義

西明寺沙門慧景證義
大慈恩寺沙門慧立證義

專當官任判官司禮主簿陳德鉦
校校寫經使司煙大夫臣崔元儁
太子太師弘文館學士監修國史高陽縣開國公臣許敬宗潤色監定

維天平十年歲次己卯七月辛卯朔十日庚子佛弟子出家之國
寄住五位下勳十二等石川朝臣年足等奉為
諸大菩薩開悟菩提想亦津磨福於安樂歸心寶
陰留於甘蔗提教寫大般若經一部置淨土寺永為
寺寶以此功德廣事日新年諸將部名須臾
等與怪決其遠又願內外眷屬七代父母免邊荒境
有形含識並乘般若之舟成登正覺之路（第三百廿二）○

龍朔元年十月廿日於玉華寺玉華殿三藏法師玄奘奉詔譯
（第三百廿一）

龍朔元年十月廿日於玉華寺玉華殿三藏法師玄奘奉詔譯
（第三百廿三）

龍朔元年十月廿日於玉華寺玉華殿三藏法師玄奘奉詔譯

大慈恩寺沙門欽筆受
玉華寺沙門基筆受
玉華寺沙門光筆受

大慈恩寺沙門慧朗等書
西明寺沙門嘉尚等書
大慈恩寺沙門道側等書
弘福寺沙門神昉等書
大慈恩寺沙門窺等書
西明寺沙門玄則綴文
大慈恩寺沙門神昉綴文
大慈恩寺沙門請邁綴文
大慈恩寺沙門窺基通經文
大慈恩寺沙門神泰證義
西明寺沙門慧景證義
大慈恩寺沙門慧貴證義
專當官經制官司禮主事陳德誼
授筆寫經侍司禮大夫臣崔元譽
太子少師弘文館學士監修國史高陽郡開國公臣許敬宗等奉
勑監閱
（三百卅一）（三百卅一）
文永九年十二月　日
（五百卅八）
焉仁法久住利益人天法界有情
（五百卅七）
奉書如敬之

施主　大江朝臣遠江守直信
右筆　瑞南元慶度七十三載書之
（五百七十七）
大永七年丁亥八月　日
施主　大江朝臣遠江守直信
右筆　瑞南元慶度七十三載書之
大永七年丁亥八月　日　跋文
（五百七十七）（五百七十八）（五百七十九）（五百七十四）（五百七十五）（五百七十三）
（五百七十一）右左之
大永七年丁亥八月　日
伊州名張郡龍口福慶院土般若經理教分一箱
穢拔之間書加之書
施主　大江朝臣遠江守直信
右筆　瑞南元慶度七十三載書之
（五百八十）
（五百七十六）

文永九年壬申七月日
為仏法久住利益有情之
（三ろサセ）
（三ろケニ）

保延六年庚申十月廿三日藤原忠村之改定ニ
奉献清也經而也性之軸依不具奉改之餘之
性空之奉改之也廿軸如此別往生之世之
注遇佛
（ケ文三十）

右之百巻 箱入

山辺郡内 山永久寺四巻

此経之巻巻ハ前ハ第四の巻を
ゆるゝ様しいものと思
つゝ人手ゝ伝ゝ所さゝ終ハ自
然引ゝ失ゝのこゝろ此ハ、はゝこゝ
能ものやおやゝ
ゝ
（以上四十三年四月廿六日記）

備考　石川年足ハ大蔵の森我連子の名孫にして祖父麻呂
ハ小納言小華下にして父母石足文藻ありて和銅年中の官河内守
大夫弁大宰大弐を歴て天平元年権に参議となる従三
位にして年足性廉勤にして後世を以て名臣
なり妃のうち少納言と補せられ外位を歴て天平中
従五位下に叙せられ出雲守となる在官時に出雲
郡の郡司を嘉して絶命の代に正税三百束を給ふ
東海道巡察使となり陸奥守を兼て正五位上を授
ケ官員の亮を左中弁に陥せられ従四位下を
進み参議となり天平元年神祇伯を
兼ねて参議中納言に任じ正三位に進み文部卿
を兼ね十三年に大納言に任じ御史大夫に

とうとう六年
癸酉年七
十四

○元伯寺の御堂に安置する聖人の立像もまたセウ
ツ比丘なるべし、俗説ではこれを北の像の意味と解し
て、面部が狐に似たるとこれを七ツ狐と云
へるは誤なり、蓋北の像を聖人とか
ねての比丘と聖人とを数て四の数を作し、大小
をして相対せしめたるものなるべし、大の面部と像が
出来たるものなるべし、七個あるとの数を作
三個能しう造るとは、能を主とせるの説
てあるもあり、或人の説に基き聖人
の弟子一人一個あり、こんな北の七個の面の一とも
なるべし、北の像の右の方地を立て大立

○推古帝時代の金銅文殊菩薩の文字
千支うあるべし、
推古時代を知る一標的であることを云へば
金の義なる古文字（法隆寺一切経の印刷）
を書体う函脱に天平時代を知うるべ
き、ふるき時代に千支の文字を年号
ぶることは、推古帝時代のものきう

附記　[illegible]元伯寺を
三蔵法師開那崎多譯

金剛場陀羅尼經　巻一

跋云

歳次丙戌年五月川内国志貴評内新城
為七世父母及一切衆生敬造金剛場陀
羅尼經一部　　　　　　　　　　　　

白雉元年の丙戌を天平十八年即金剛
寺所伝と云ふ心つかぬ事なり
天平二十一年　　　　　　　　　　　
歳を持統の朱鳥元年丙戌の年とす
此天平二十一年前の丙戌は推古三十

四年即蘇我馬子の薨ずる年なり
文字の也　　　　　　　　　　　　
地方官は墨田の墨書を奉し法隆寺の法隆寺の也
めし京古体なるも如何なる錯誤なし
なるべしも天平以前のことの如きさ
以て拾遺の朱鳥元年、碑文に石貴評内
とあるを志貴郡内を天平以前の郡を評と
とせざる事例一二なり即ち那須国造碑
も法金剛院の鐘銘も郡を評と書けり
而して此の碑も鐘も拾遺の朱鳥以前を作れる
なるべし此の碑の時代のものなることを考へん

と雅を交ぜしの俗記なりと云へり、天平四年
の遣唐使と嘆とを共に乗せる渡人や文人も前
のごとく於て乗せし所なり政事変
とてもの信仰あるべき論なり
○楽浪郡公の墓は大般若六百巻を
名づけるものなるべし帝室の御物なる
つまびらかに、此紙のみなれども御墨書
ひらがな、即ち編年の取合本と云ふべき
いのなる、如何なる寛本の得られんにも
尾一に定まらうが、思ひ切つてあるべき筆
此の零本を取合ハセ即ち断本なるべ

東京帝国大学図書館

書なるいろ〳〵の断片の混じれ
る、どうしても福生の如く書れたるを
あるべきを信ずるを終る一部全篇のあ
るべし、此のいろ〳〵の信証を寄せ集めた
ものゝ、寧ろ此最古紙の断片にして、零本もいろ
く集まる終の一部と信ずるを以て
あるべきものとする即ち
る
○前掲の字既自淡文中に評の字を郡とあるべ
きなり、郡字とて、あまりに評を朝鮮の於け
る行政区劃の一階級なるを食の四の字石文共伝

：評背の職名なるを以て之を、即ち廟堂の表
也本来ゴホリとゴホリとの二語あるなり
しを韓語なる所以なり韓国人を評するゴホリの
と云ふ言葉を配したるは其の名の由来に
基さるなり ゴホリ一行政官吏をなす
りまた語としても用ひられ朝鮮
語に於ても終に漢語の部類なるべく
も和和文なるべく漢語を採るまでと云ふと雖
一切部の高官語を用ひたるなり即ち所謂
四色党派閥流弊と併発し此れ
評家の為に屈竟の材料なる

也

與康堂製

東京 博信製

閲覧室